

～共に認めあい、話しあい、支えあう みんなのまち～

# 石狩市地域福祉計画

素案

平成16年11月

保健福祉部

# 目次

## 第1章 地域福祉計画について

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 5 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1 石狩市の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 人口構造の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 地域福祉施策の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 4 ボランティア・NPOの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 5 地域福祉に関する市民意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 6 地域福祉推進にあたっての重点課題・・・・・・・・・・19

## 第3章 計画の理念と目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

## 第4章 地域福祉施策の展開

- 1 地域における支え合い活動の創出と人材育成・・・・・・・・23
  - 1 - 1 福祉教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
  - 1 - 2 地域福祉を推進する人材の育成・・・・・・・・・・25
  - 1 - 3 地域における住民の福祉活動の創出・・・・・・・・27
  - 1 - 4 地域活動のための拠点整備・・・・・・・・・・28
  - 1 - 5 地域福祉情報ネットワークの形成・・・・・・・・29

2	総合的な保健福祉サービスの推進	30
2 - 1	適切な保健福祉サービスの推進	30
2 - 2	福祉に関する情報提供体制の整備	32
2 - 3	健康・生きがいづくりコミュニティの推進	34
2 - 4	サービス利用者の権利擁護	36
2 - 5	石狩市地域福祉ケアシステムの構築	37
3	官と民のパートナーシップ社会の形成	39
3 - 1	住民主体の計画管理体制の構築	39
3 - 2	社会福祉協議会との連携体制の推進	40
3 - 3	協働・連体による地域再生の推進	41
	<b>重点プロジェクト</b>	42

## 第5章 計画の推進

1	市民・事業者・行政の協働と役割分担	43
2	計画の推進体制	43
3	計画の弾力的な運用	43

# 第1章 地域福祉計画について

## 1 計画策定の趣旨

近年、家庭や地域の相互扶助体制が弱体化し、地域住民のつながりも希薄化するなど地域社会は変容しつつあります。このため、高齢者、障がい者などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなど新たな社会問題となっています。

他方で、近年、市町村の福祉施策が盛んになり、ボランティアやNPO法人なども活発化しており、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となっています。

このような中、平成12年6月に新社会福祉法が施行され、その中で、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化、そして「地域福祉の推進」が基本理念の一つとして明確に掲げられました。

本市では、平成10年3月に、本市の基本的な行政計画策定の指針である「石狩市新総合開発計画」の福祉分野における具体的な計画として、高齢者福祉、障がい者福祉、児童家庭福祉及び地域福祉の分野を体系的・総合的推進を図ることを目的とした「石狩市総合福祉計画」を策定し、社会福祉の推進を図ってきました。

この間、本市においても少子高齢化の進行に伴い、核家族化の進展や市民のライフスタイルの多様化などにより、保健福祉サービスの提供体制の確保とともに、地域におけるきめ細かなサービスの提供の仕組みづくりが重要な課題となってきました。

このようなことから、社会状況の変化や社会福祉制度の動向に的確に対応するため、地域住民一人ひとりが、住み慣れた地域や家庭で自立した心豊かな生活が送れるよう、多くの市民や団体などが福祉活動に取組み、共に支え合う地域社会を基盤とした「地域福祉」を計画的かつ総合的に推進するため、「石狩市地域福祉計画」を策定するものです。

### 社会福祉法抜粋

#### (地域福祉の推進)

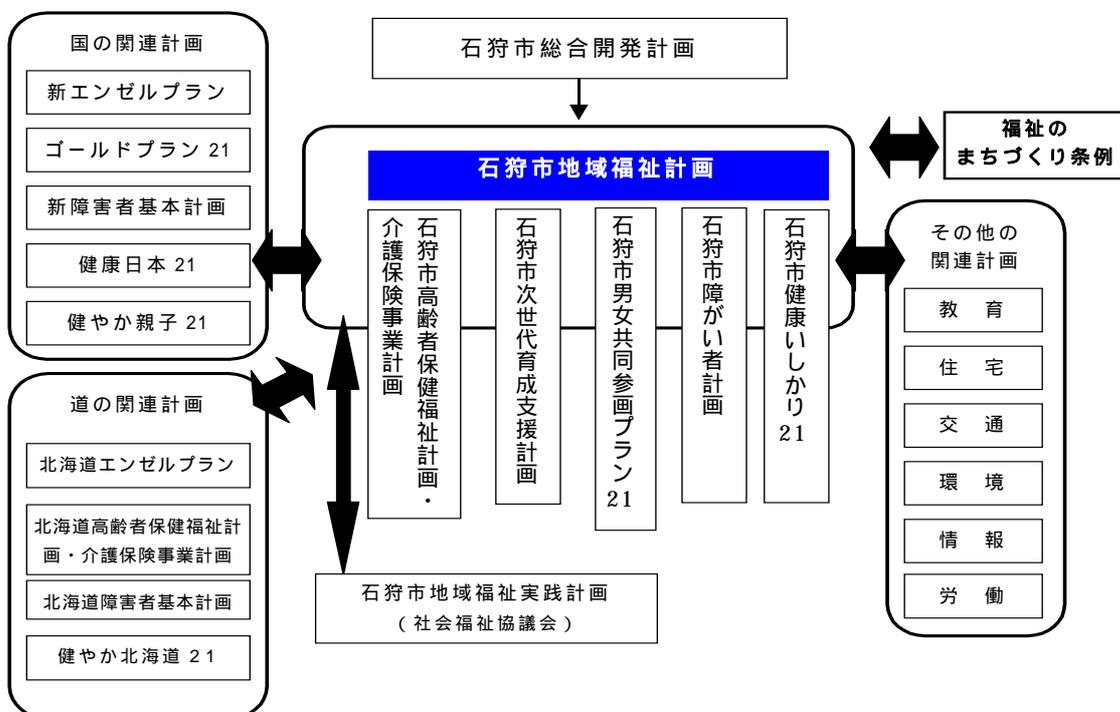
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「石狩市総合開発計画」を基盤として、地域福祉を推進する計画であり、保健福祉分野における各個別計画「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、「次世代育成支援計画」、「健康いしかり21計画」などと整合性を図りながら、これらを地域において総合的に推進するための計画です。

また、「石狩市福祉のまちづくり条例」（平成16年3月条例第8号）に基づく理念との整合性を図るとともに、石狩市社会福祉協議会が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である「地域福祉実践計画」と相互に連携を図るものです。

### イメージ図



### 地域福祉とは？（厚生労働省の社会福祉法解説からの抜粋）

住民が身近な地域で自立した生活が営めるように、地域で存在する公私の多様な主体が協働して、必要な保健福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体を指すものです。かみ砕いてみると、「地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人々が地域において、いきいきと自立した生活が送れるよう、地域住民が参加し、共に支え合う仕組みをつくっていくことです。

### 3 計画の性格

地域福祉計画は、各福祉分野の個別計画が高齢者、障がい者、児童などを対象とした福祉施策を領域とした計画であるのに対し、それらを縦割りで取りまとめるのではなく、対象者に共通する生活課題を探し、それらに対応する施策を総合的に推進するためのものとして、本計画は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定するものです。

#### 社会福祉法抜粋

##### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 4 計画の期間

石狩市地域福祉計画の期間は、平成17（2005）年度を初年度とし、平成21（2009）年度を目標年度とする5か年とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

### 5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、地域住民のニーズを十分に把握するとともに、それらを計画に反映していくことが必要のため、社会福祉審議会の市民公募、市民アンケート調査、地域福祉セミナー（住民によるワークショップ）、さらに、幅広い市民の意見を取り入れるため、ホームページを活用したパブリックコメントを実施してきました。

また、社会福祉法において地域福祉の推進を図る団体として位置づけている市社会福祉協議会との緊密な連携を図るとともに、行政内部においても各分野の横断的な連絡会議を設置し、計画策定に関する検討・調整を図ってきました。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 石狩市の特性

石狩市は札幌市の北側に隣接し、石狩湾に臨む水に恵まれた環境にあります。江戸時代初期には河口部流域が「場所」に指定されたことや交通の要所であったことから、西蝦夷地の中心地として重要な役割を果たしてきました。近年は、石狩湾新港をベースにした国際的な文化・経済の拠点として、めざましい発展を遂げています。

総面積は117.86平方キロ、東西に21.83キロ、南北19.03キロに広がっています。西側一帯は石狩湾に、北・南・東は厚田村、当別町、札幌市、小樽市に接しています。

北海道の中でも温暖で四季の変化に富み、対馬海流の影響による海洋性気候で、春から夏、秋にかけてはしのぎやすく、冬期間の気温も零下10度以下になることは少なく、気温格差もそれほど大きくありません。積雪も12月から3月頃までで、最深積雪は120センチ前後です。

市名の「石狩」は、市のほぼ中央を流れる石狩川からできた名前で、先住民であるアイヌ民族の言葉で石狩川を指す「イシカラペツ」に由来しています。その意味は「曲がりくねって流れる川」また「神様がつくった美しい川」と言われています。

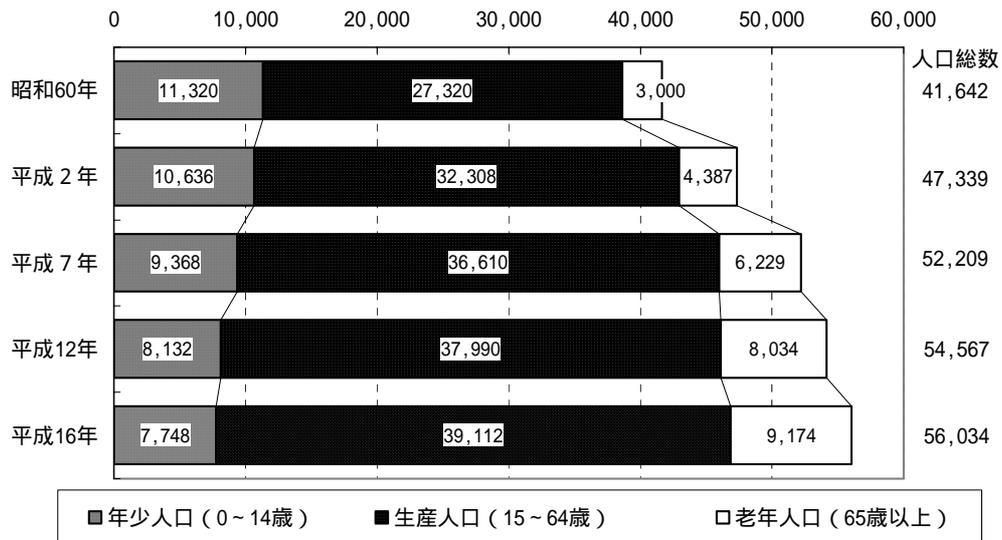
昭和30年代には、札幌市の人口の急増から大規模団地として注目されるようになります。昭和39年（1964）、現在の花川南地区が「新札幌団地」として造成が開始されて以降、大規模住宅地として開発が進み、人口はめざましく増加しました。また、昭和48年（1973）から着工された石狩湾新港は、国際貿易拠点港として期待されています。

平成8年（1996）9月1日に、石狩町は「石狩市」となり市政が施行され、着々と発展をとげています。現在の総人口（平成16年4月1日）現在は、56,034人となっており、近年、緩やかに人口が増加しています。

## 2 人口構造の変化

### (1) 総人口の推移

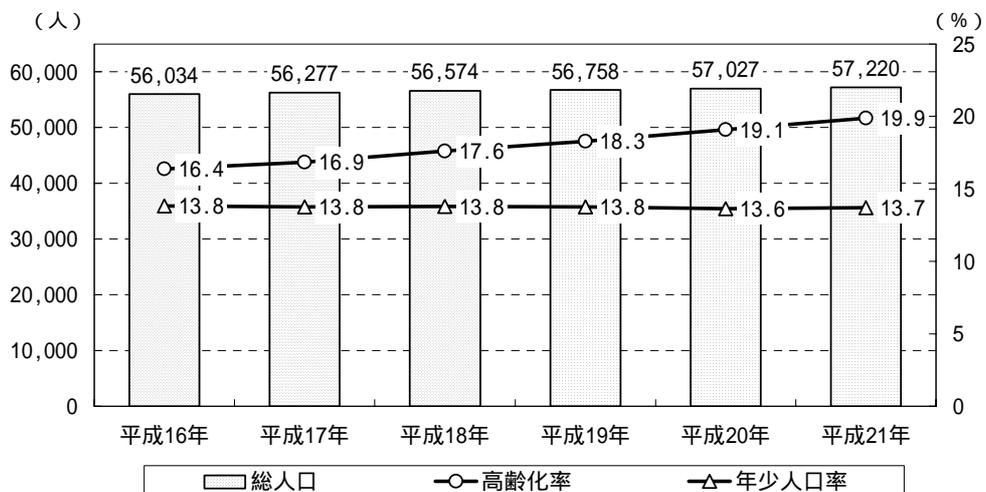
石狩市の総人口は年々微増傾向にあります。また年齢構成に着目すると、65歳以上人口割合（高齢化率）は年々増加傾向にある一方で、15歳未満人口割合（年少人口割合）は年々減少傾向にあることから、高齢化が着実に進展している状況にあります。



資料：国勢調査、人口総数に年齢不詳を含む  
平成16年は、住民基本台帳人口、4月1日時点

### (2) 将来人口の推計

計画目標年次である平成21年までの将来人口推計によると、本市の人口は今後も増加を続けることが見込まれます。また、65歳以上の高齢者人口割合は着実に増加する一方で、15歳未満の年少人口割合はわずかながら減少傾向に歯止めがかかるものと思われれます。

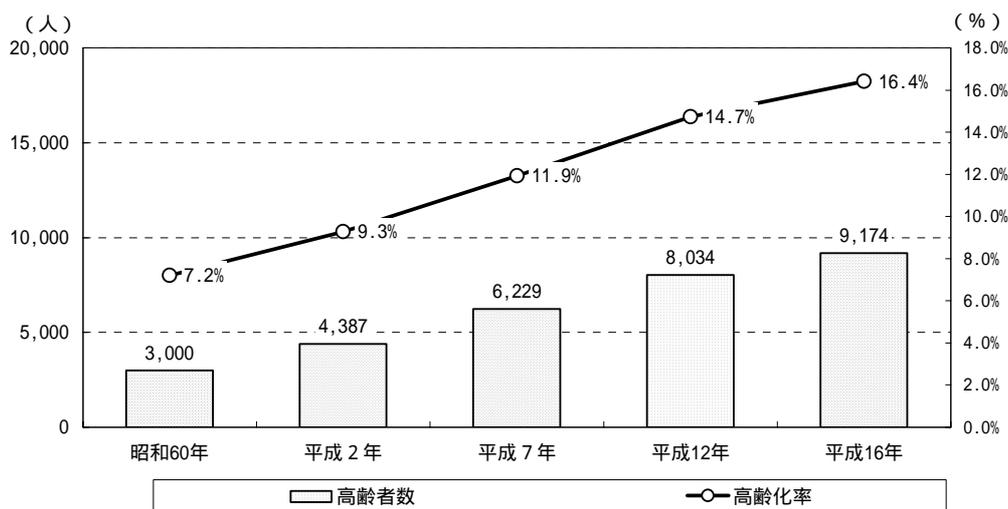


資料：住民基本台帳  
(注) 1.平成16年は住民基本台帳人口（4月1日現在）  
2.平成17年から平成21年はコーホート変化率法により推計（各年4月1日時点）

### (3) 高齢者の状況

#### 高齢化率の推移

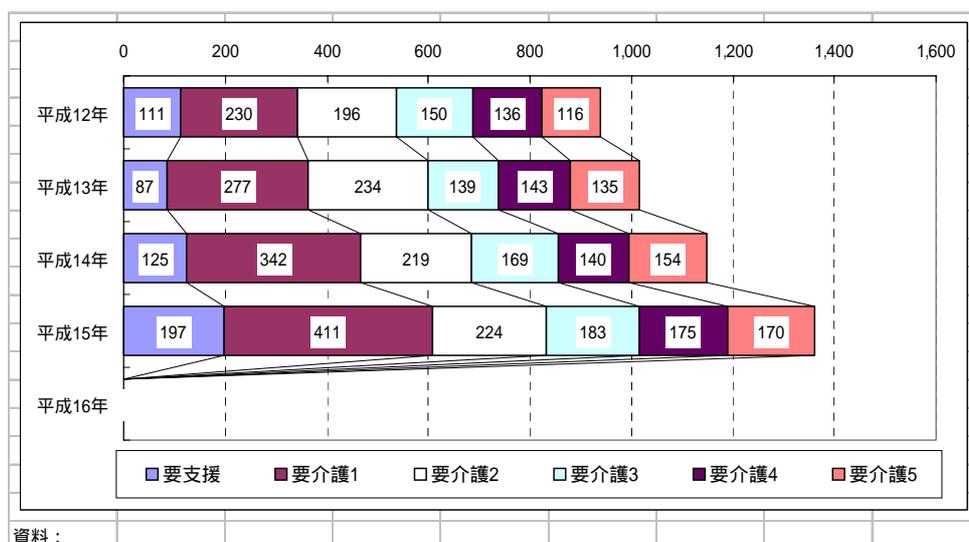
高齢者人口は平成16年現在約9,174人であり、昭和60年と比較すると約3倍になっています。また、高齢化率についても7.2%から16.4%へと増加しています。



資料：国勢調査、人口総数に年齢不詳を含む  
平成16年は、住民基本台帳人口、4月1日時点

#### 要介護高齢者の状況

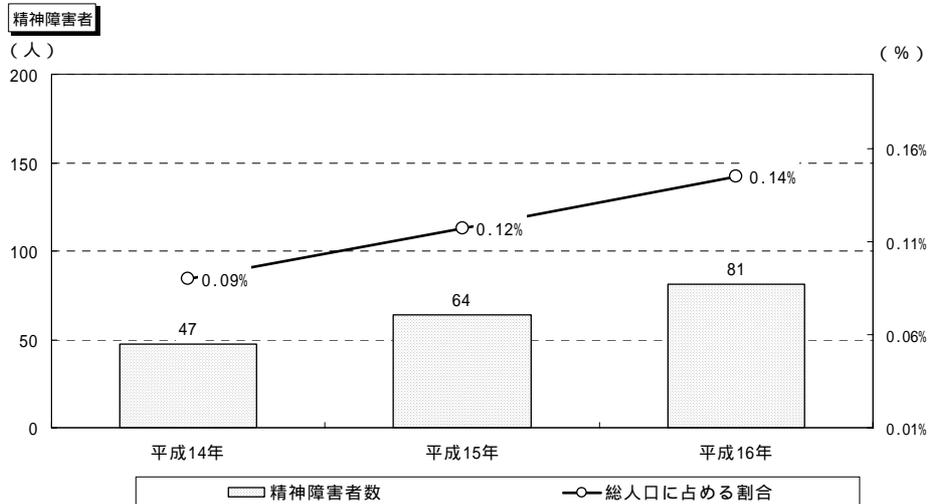
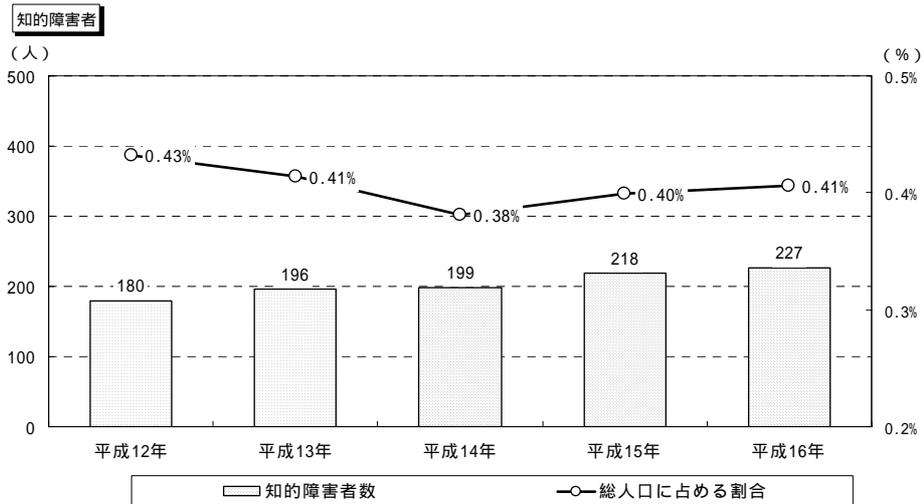
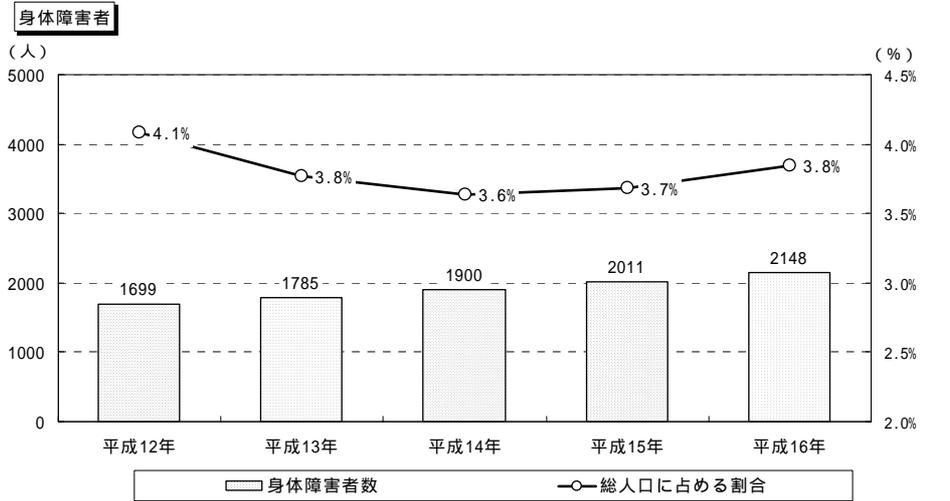
要介護認定者数の変化を見ると、年々増加傾向にあります。特に、要介護1の増加率が高い傾向にあります。



資料：

#### (4) 障がい者の状況

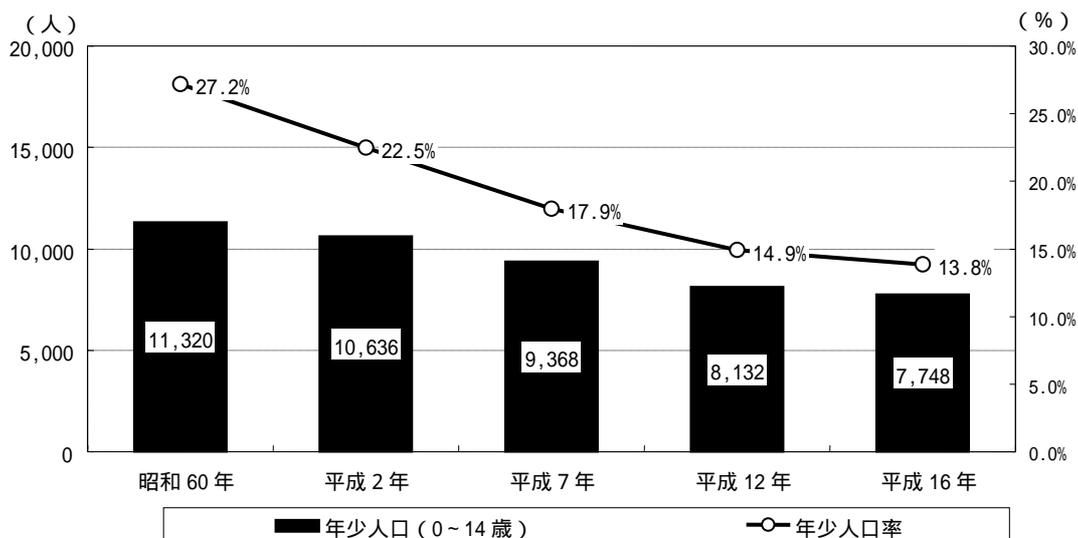
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも増加傾向にあり、人口に占める割合も増加しています。身体障害者手帳交付者数は市の全人口の3.8%、療育手帳交付者数は0.41%、精神障害者保健福祉手帳交付者数は0.14%となっています。



## (5) 子ども・子育て家庭の状況

### 年少人口率の推移

年少人口は平成16年現在約7,748人であり、昭和60年と比較すると約4,000人の減少となっています。また、年少人口率についても27.2%から13.8%へと減少しています。



資料：国勢調査、人口総数に年齢不詳を含む  
平成16年は、住民基本台帳人口、4月1日時点

### 合計特殊出生率の変化

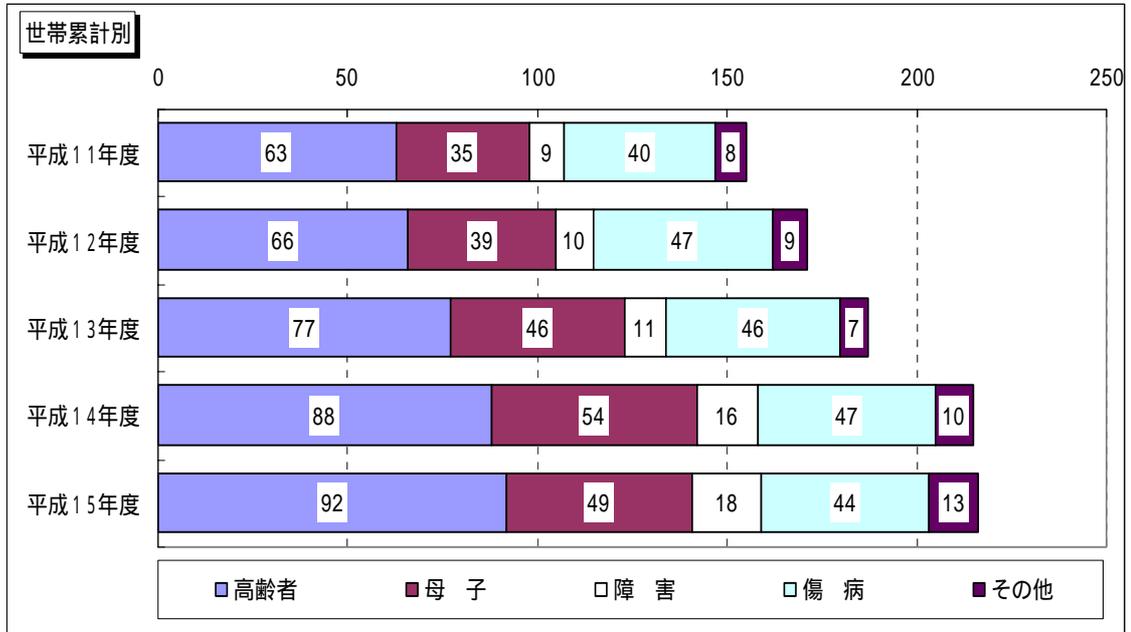
出生数・合計特殊出生率は、平成15年では1.14と全国・北海道よりも低く推移され、札幌市と隣接していることもあり都市部と同じ現象が見られます。

	石狩市			北海道	全国
	人口	出生数	出生率 (人口1千人対)	合計特殊出生率	合計特殊出生率
平成6年	52,074	416	8.0	1.40	1.50
平成7年	52,212	368	7.0	1.21	1.42
平成8年	53,660	369	6.9	1.17	1.43
平成9年	54,012	392	7.3	1.23	1.39
平成10年	54,428	384	7.1	1.15	1.38
平成11年	54,806	354	6.5	1.06	1.34
平成12年	55,480	414	7.5	1.19	1.36
平成13年	55,578	393	7.1	1.11	1.33
平成14年	55,805	394	7.1	1.10	1.32
平成15年	56,023	414	7.4	1.14	1.29

資料：住民基本台帳(各年9月末現在) 人口動態統計(各年12月31日現在)

( 6 ) 生活困窮者の状況

保護世帯数は、年々増加傾向にあります。保護世帯全体に占める割合で最も多い世帯類型は「高齢者世帯」で、次いで「母子」「傷病」が多くなっています。



### 3 地域福祉施策の現状

地域福祉を推進するために、石狩市総合計画（地域福祉計画）に基づき、さまざまな施策を推進しています。特に、ボランティア等への活動の支援に関する施策に関しては、「民生委員児童委員の活動支援」「ボランティアセンターの体制の充実」「手話通訳講座開催の推進」「ボランティアコーディネーター等の養成支援」等、その達成度が大変高い状況になっています。

#### 基本目標 1 生涯にわたる健康づくりの推進

◎：既に達成・完了	○：達成予定
○：着手済み	△：達成困難
×：未着手	×：着手困難

目指す方向	施策体系	施策内容	施策の着手・達成状況	達成見通し (H16年度まで)
健やかに暮らし続けることのできる地域づくりのために	健康に関する啓発活動の充実	ア．健康フェアの充実		
		イ．健康教室の充実		-
	地域における健康づくり活動の推進	ア．各種保健事業の推進		
		イ．健康増進事業の実施		
		ウ．総合健康審査の実施		
		エ．（仮称）健康づくりリーダーの養成		
		オ．スポーツ・レクリエーションの推進		-
		カ．全天候型ドーム施設の活用		
	救急医療体制の整備促進	ア．救急法の指導・普及		
		イ．休日・時間外診療の充実		
ウ．救急救命士の養成				

#### 基本目標 2 自立を支援するサービス提供の推進

◎：既に達成・完了	○：達成予定
○：着手済み	△：達成困難
×：未着手	×：着手困難

目指す方向	施策体系	施策内容	施策の着手・達成状況	達成見通し (H16年度まで)
支え合う地域づくりのために	地域福祉システムの構築	ア．地区社会福祉協議会の設置支援		
		イ．地域の相談員の学習機会の充実		
		ウ．相談体制の充実		-
		エ．生活保護制度の級地見直しの要望		
		オ．「（仮称）痴呆性高齢者あんしんネット」の形成		-
	在宅生活を支えるサービス提供体制の整備	ア．地域における見守り・声かけの推進		
		イ．給食サービス事業への支援		
		ウ．地域子育て活動の支援	×	
		エ．ミニ・デイサービス（託老）の促進		
		オ．福祉機器リサイクル化の促進		
専門的人材の養成・確保	カ．サービス提供ネットワーク形成			
	ア．ホームヘルパー養成研修等の充実			
	イ．技術ボランティアの養成			

#### 基本目標 3 生き生きと働き暮らせる地域の創出

◎：既に達成・完了	○：達成予定
○：着手済み	△：達成困難
×：未着手	×：着手困難

目指す方向	施策体系	施策内容	施策の着手・達成状況	達成見通し (H16年度まで)
生活の息吹が薫る地域づくりのために	情報提供体制の整備	ア．就労に関する情報提供の充実		
		イ．障害者・高齢者の雇用に関する啓発の推進		
	多様な就労の場と労働環境の整備	ア．地域共同作業所への支援		
		イ．地域共同作業所通所者への交通費助成の実施		-
		ウ．シルバー人材センターへの運営支援		-
		エ．介護・育児休暇制度の啓発・導入促進		

#### 基本目標 4 活き活きと働き暮らせる地域の創出

◎：既に達成・完了  
○：着手済み  
×：未着手

○：達成予定  
△：達成困難  
×：着手困難

目指す方向	施策体系	施策内容	施策の着手・達成状況	達成見通し (H16年度まで)
ほっと、温もりが伝わりあう地域づくりのために	支えあるところや意識づくりの推進	ア．社協広報誌等の充実への支援		-
		イ．ボランティア活動普及事業協力校の指定の拡大		-
		ウ．ワークキャンプ（体験講座）充実への支援		
		エ．福祉大会の充実		-
		オ．ふれあい広場の充実への支援		-
		カ．福祉講座の充実		
	地域活動の推進	ア．地域団体の福祉活動支援		
		イ．福祉団体等の活動支援		
		ウ．住民参加型在宅福祉サービス提供組織の育成	×	×
		エ．企業等の地域活動参加の促進		
	ボランティア等への活動の支援	ア．民生・児童委員の活動支援		-
		イ．ボランティアセンターの体制の充実		-
		ウ．ボランティアのための研修・講座等の充実		
		エ．手話通訳講座開催の推進		-
		オ．ボランティアコーディネーター等の養成支援		-
		カ．ボランティア団体の活動支援		
社会福祉協議会への運営支援	ア．市社会福祉協議会への支援		-	
	イ．市社会福祉協議会の基金目標達成への支援		-	
	ウ．事業型社会福祉協議会への展開支援			
	エ．地区社会福祉協議会の設置支援（再掲）			
	オ．地域福祉活動拠点の確保支援		-	

#### 基本目標 5 誰もが暮らしやすい魅力あるまちづくり

◎：既に達成・完了  
○：着手済み  
×：未着手

○：達成予定  
△：達成困難  
×：着手困難

目指す方向	施策体系	施策内容	施策の着手・達成状況	達成見通し (H16年度まで)
ユニバーサルなまちづくりのために	ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進	ア．福祉のまちづくり条例の制定		
		イ．ハートビル法の啓発		
		ウ．福祉マップの作成		-
		エ．まちづくり点検活動の実施		
	誰でも、いつでも、どこでも安心して暮らせるまちづくり	ア．ふれあい雪かき運動の推進		
		イ．消融雪機器設置事業の推進		-
		ウ．低床バスの導入要請	×	×
		エ．リフト付福祉バスの配置		-
		オ．緊急通報システムの設置の推進		
		カ．自主防災組織の設置促進		
		キ．災害時の対応マニュアルの作成促進		
		ク．地域防災マップの作成		-
		ケ．「声のたより」作成への支援		
		コ．交通安全教育の推進		

## 4 ボランティア・NPOの状況

### (1) 福祉ボランティアの現状

登録されているボランティアは平成14年度で540名となっているが、前年度、前々年度に比べやや減少傾向にあります。グループとしての登録は平成13年度が24グループであったものが平成14年度には27グループと増加していますが、ボランティア連絡協議会への参加数は増加していません。また、ボランティア連絡協議会に未加入グループでの登録者数が大きく増加しています。

ボランティアに対するニーズに応じてコーディネートを行った回数は、平成14年度で734回、延べ人数で1,504人となっています。ボランティアの内容は、介助、手伝い、遊びなどの相手、作業、訪問など多様なものとなっていますが、ボランティアの行き先としては在宅よりも施設等が中心となっています。

図表 石狩市社会福祉協議会におけるボランティア登録状況

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
個人登録(重複含)	244名	201名	198名
ボランティア連絡協議会加入(重複含)	257名	159名 (10グループ)	176名 (10グループ)
ボランティア連絡協議会未加入(重複含)	129名	194名 (14グループ)	230名 (17グループ)
重複登録を除く実登録者数	570名	554名	540名

資料：地域福祉に関わる基礎調査より

図表 石狩市社会福祉協議会におけるボランティア関連事業の実績

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
ボランティアコーディネートの回数	750回	829回	734回
同上 延べ人数	1,506名	1,641名	1,504名
ボランティア相談件数	データ無し	データ無し	2,781件
2級ホームヘルパー養成研修受講者	19名	—	—
3級ホームヘルパー養成研修受講者	14名	15名	19名
ボランティアスクール参加者	49名	41名	23名
中高生ボランティア体験学習参加者	20名	13名	14名
小学生向け福祉・ボランティア入門教室参加者	—	17名	15名
登録ボランティア交流会参加者	98名 (11回)	109名 (12回)	77名 (6回)

資料：地域福祉に関わる基礎調査より

## (2) NPO活動と支援

石狩市内を活動範囲とするNPO法人（特定非営利活動法人）のうち福祉関連分野の活動を行う法人は、8法人となっています。このうち、活動拠点を市内に置くものが7法人、活動拠点は無いものの市内で活動を行なうものが1法人となっています。

図表 石狩市内で活動する福祉関連NPO法人の概要

認証年月日	法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	主な活動分野
H12. 3. 2	石狩はまなす館	熊谷 福夫	石狩市花川東4 7 2 番地 7 7 4	精神障害の回復途上にある者に対して、回復支援に関する事業を行い、社会生活への適応能力の育成向上と自立への援助に寄与することを目的としている
H12. 3. 24	ふれあい広場・タンポポのはら	柏野 俊子	石狩市花川南4条5丁目21番地	地域の人との交流を通して障害者への理解を深め、互いに刺激しあい、学び、楽しみ、心豊かな時を持ち、共に地域で生きるために必要な手だてを考えることを目的としている
H12. 5. 24	北海道インディペンデンス協議会	中島 均	札幌市中央区北1条西2丁目9	札幌及び全道各地域に於いて、中高年齢者・若者等や企業・商店街が集い、賑わい、福祉の共有と活力に充ち、住民が住んでいることに生き甲斐を持てるまちづくりを福祉の向上等とを兼ねた地域活性化の為の支援活動を目的としている
	石狩支部	酒井 哲夫	石狩市花川北4条1丁目2-44	
H13. 6. 22	石狩共同乳児保育園たんぽぽ	二ツ川佳子	石狩市花川南6条2丁目109番地	質の高い豊かな保育環境と子育て支援の情報を地域に提供し、子ども達が地域の中でのびのびと育っていくことに寄与することを目的としている
H14. 2. 1	シャローム	釣本 峰雄	石狩市花川北3条6丁目97番地	地域の市民が参加して、生活に役立つ情報を交換するために、定期的に情報誌を発行し、地域コミュニティの発展に寄与することを目的としている
H14. 10. 4	こども・コムステーション・いしかり	藤原 市子	石狩市花川北3条3丁目4番地 公団13号棟101	子どもに対して芸術文化体験、生活文化体験の機会の拡充をはかり、子どもの全人的成長に寄与し、子どもの社会参画をすすめる。また、子育て支援等の事業や子どもに関する諸団体との交流を通して子どもが自ら育つ地域社会づくりをすすめることを目的としている
H14. 3. 26	北海道子育て支援ワーカーズ	山田 智子	札幌市白石区本通4丁目南8番27号	子育て中の親が抱える不安や閉塞感を解消するための環境づくり、ネットワークづくりなどの子育て支援事業を通して、すべての子どもと親が生き生きと心豊かに暮らせるような地域社会をつくることを目的とし、地域コミュニティの再生をめざす
	「プーのいえ」		札幌市手稲区前田4条10丁目3-24	
	「プチトマト」		札幌市北区北14条西3丁目7-1	
H16. 3. 1	たすけあいワーカーズ エルサ	鈴木 敬子	石狩市花川北6条5丁目156	地域に目を向け、地域とともに生きる福祉を目指し、自立支援サービスを通してたすけあいのしきみを作ることを目的としている

資料：地域福祉に関わる基礎調査より

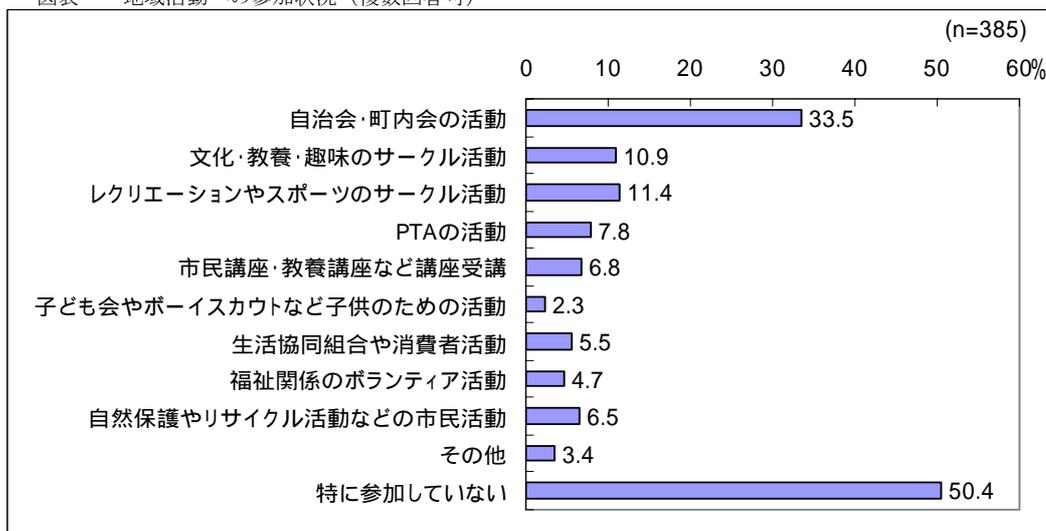
## 5 地域福祉に関する市民意識について

### (1) 地域活動への参加について

地域活動への参加を問う質問では、「特に参加していない」と回答した人が半数を超える結果となっています。

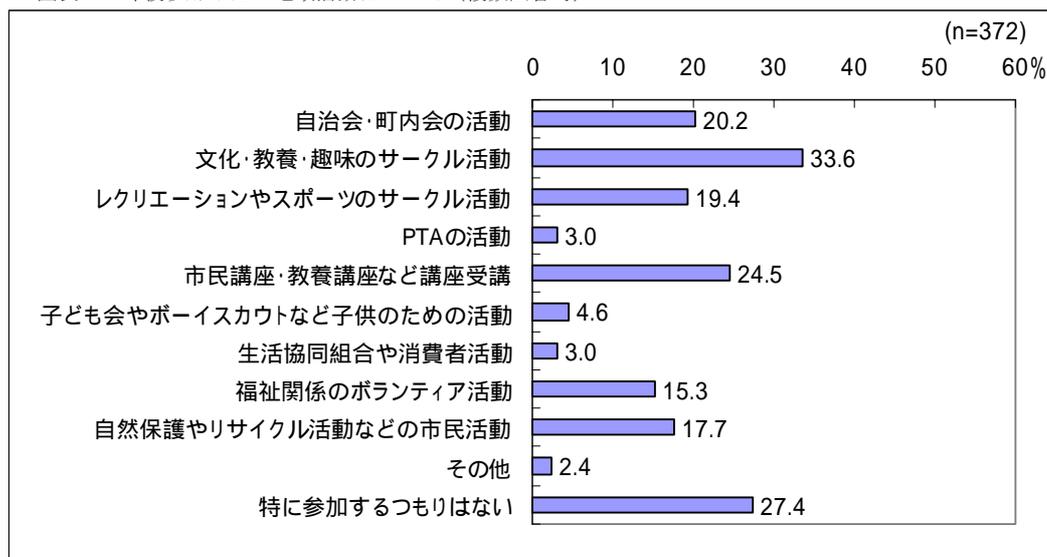
また、今後参加したい地域活動については、「文化・教養・趣味等のサークル活動」や「市民講座・教養講座などの講座受講」といった内容に興味を示している人の割合が高い。一方、「特に参加するつもりはない」と回答した人も多くなっています。

図表 地域活動への参加状況（複数回答可）



資料：地域福祉に関わる基礎調査より

図表 今後参加したい地域活動について（複数回答可）



資料：地域福祉に関わる基礎調査より

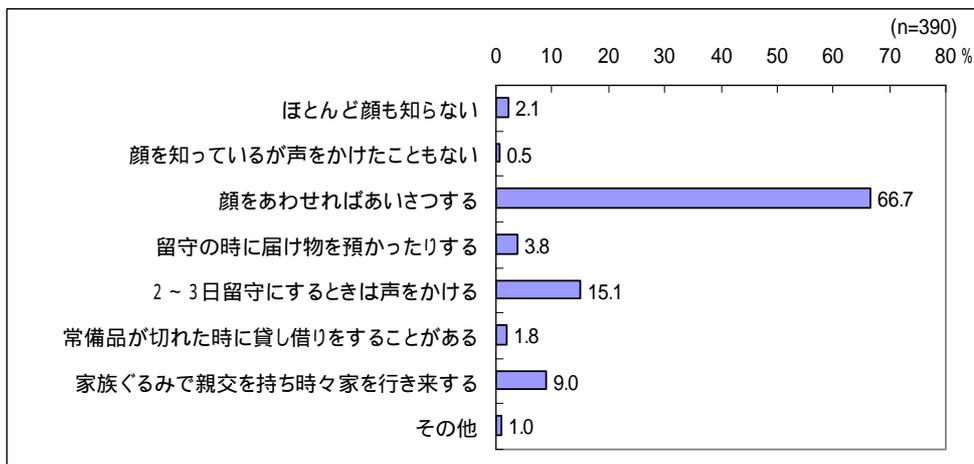
## (2) 近隣との支え合いの状況について

近所とのつきあいの程度については、「顔をあわせればあいさつする」という回答が最も多く、また、わずかですが「ほとんど顔も知らない」「顔を知っているが声をかけたこともない」という回答もありました。

地域の中での手伝いの経験については、「特に何もしていない」という回答が非常に多い状況にあります。また、その理由としては、「手伝いを必要とする人が身近にいない、必要とされたことがないから」という回答が最も多くなっています。

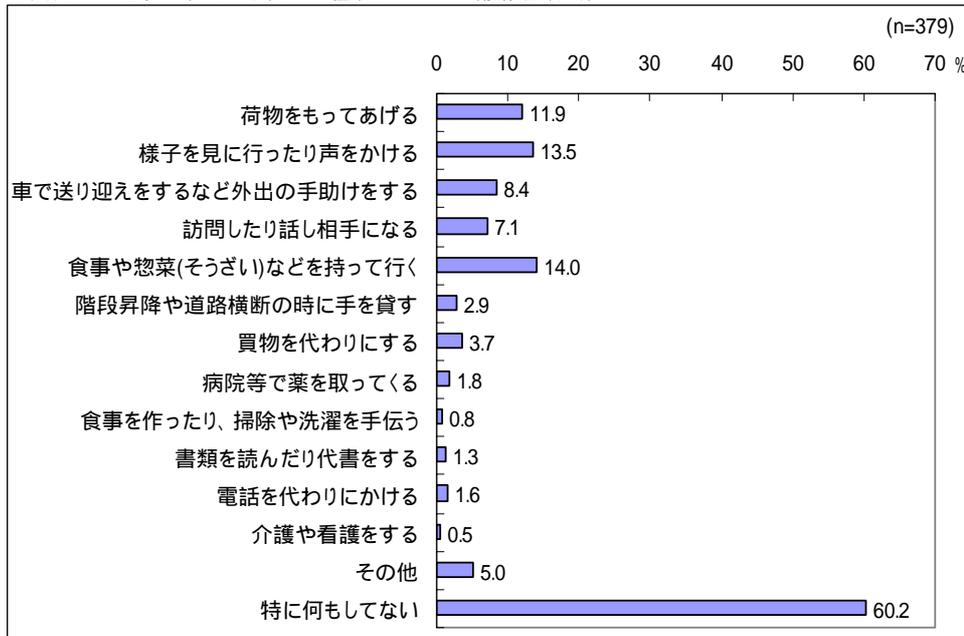
困りごとがあったときなどの相談先としては、「普段から付き合いのある親戚・知人」という回答が最も多く、相談をした内容、相談を受けた内容ともに、「子育てに関すること」や「健康に関すること」が多くなっています。

図表 近所の人とのつきあいの程度について（単数回答）



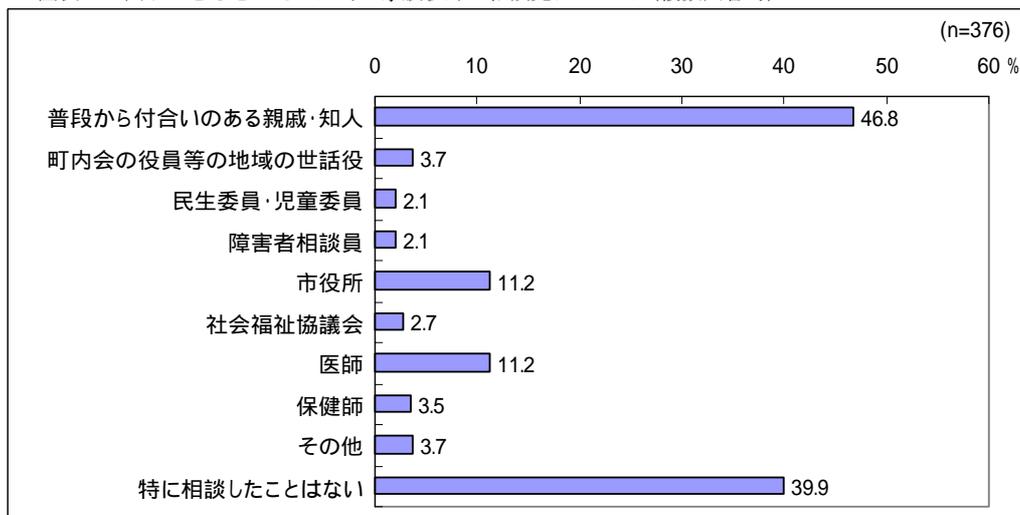
資料：地域福祉に関わる基礎調査より

図表 地域の中での手伝いの経験について（複数回答可）



資料：地域福祉に関わる基礎調査より

図表 困りごとなどがあった時の家族以外の相談先について（複数回答可）

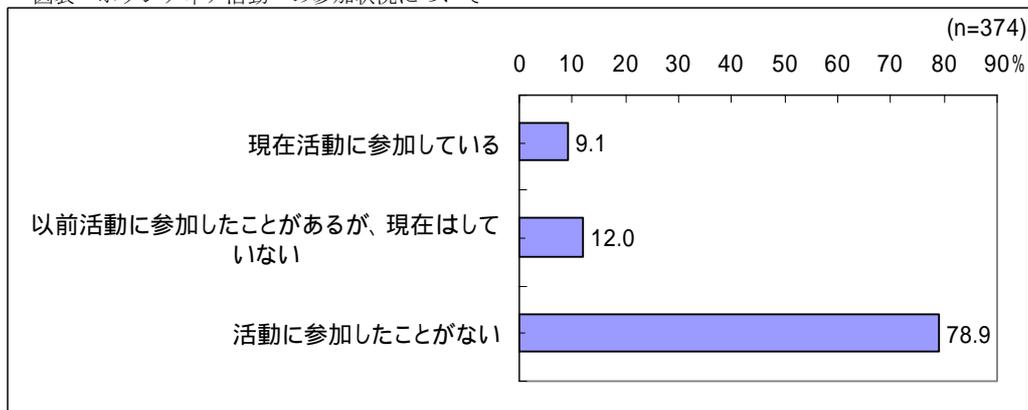


資料：地域福祉に関わる基礎調査より

### （３）ボランティア活動への参加状況と意識について

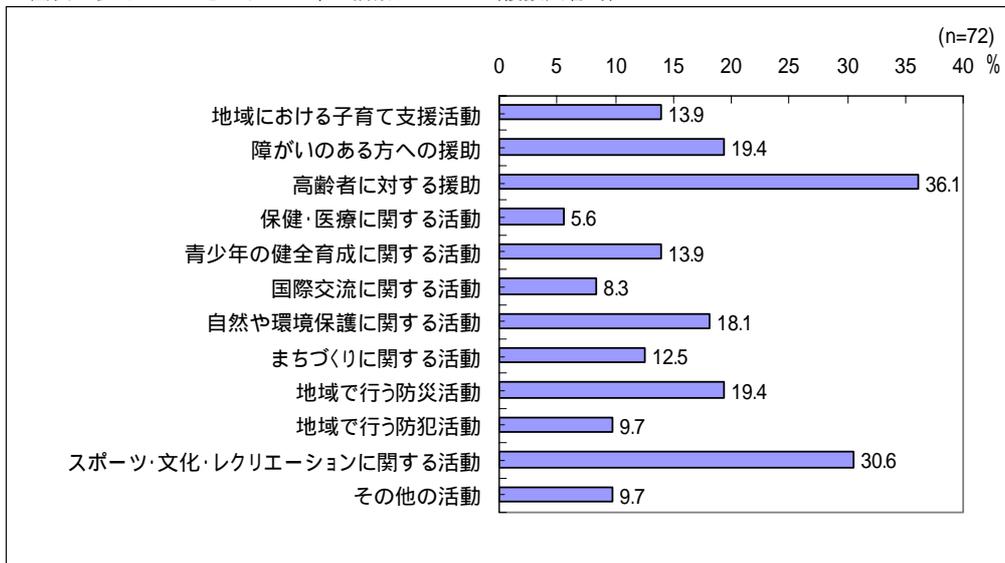
ボランティア活動への参加状況については、「活動に参加したことがない」という回答が8割を超えています。また、参加しているボランティア活動の内容としては、「高齢者に対する援助」「スポーツ、文化、レクリエーションに関する活動」への回答が多くなっています。

図表 ボランティア活動への参加状況について



資料：地域福祉に関わる基礎調査より

図表 参加しているボランティア活動について（複数回答可）

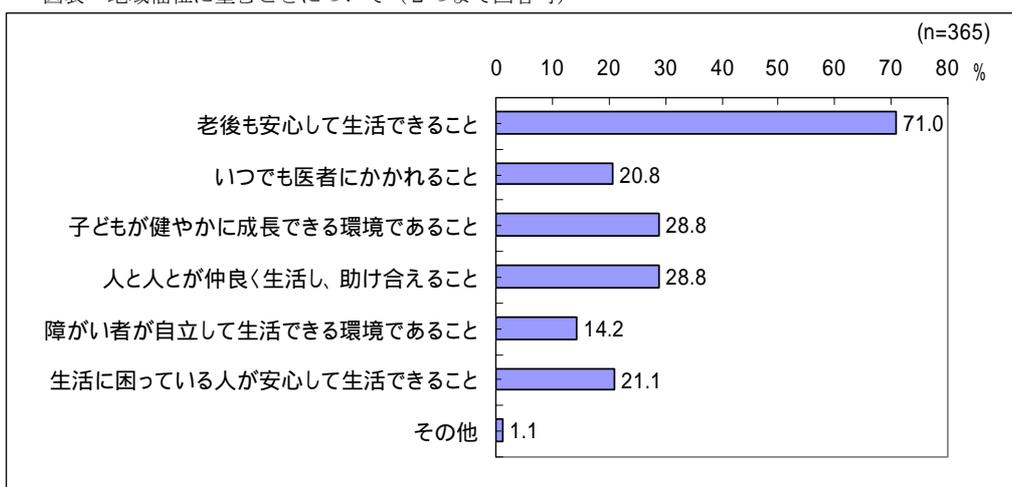


資料：地域福祉に関わる基礎調査より

#### （４）地域福祉の充実について

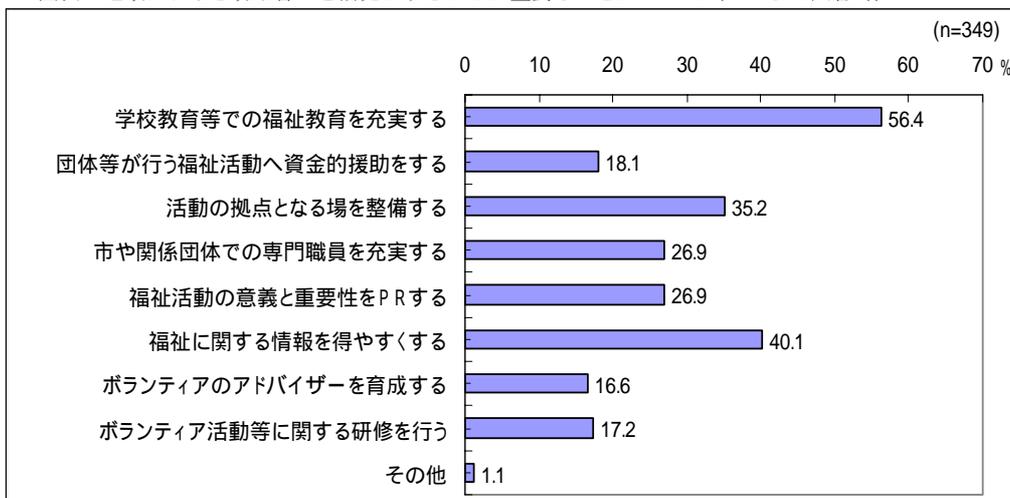
地域福祉について望むことについては、「老後も安心して生活ができること」への回答が最も多くなっています。また、地域で支えあっていくうえで必要なことについては、「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」「ひとりで暮らしている高齢者の見守りなどの活動」が多くなっています。さらに、地域における助け合い活動を活発にするために重要なことについては、「学校教育等での福祉教育を充実する」「福祉に関する情報を得やすくする」「活動の拠点となる場を整備する」が多くなっています。

図表 地域福祉に望むことについて（2つまで回答可）



資料：地域福祉に関わる基礎調査より

図表 地域における助け合いを活発にするために重要なことについて（3つまで回答可）



資料：地域福祉に関わる基礎調査より

## 6 計画策定における重点課題（課題の整理）

### 重点課題1 地域福祉に係わる人材育成に関する課題

今後の課題としては、地域福祉活動の担い手をどのように育成するのかについて検討していく必要があります。そのためには、福祉のこころの醸成を図るため、地域福祉に関して周知・啓発を推進していくとともに、地域の教育機関等と連携した福祉教育の充実が必要です。さらに、ボランティアの育成にも力を入れ、地域福祉の担い手となる人材の確保を幅広く行うことが必要となります。

また、地域づくりそのものについても取り組む必要があります、地域の活動に幅広い住民が参加し、地域に関して関心をもってもらうような取り組みを推進していくことが必要となっています。

### 重点課題2 住民主体による福祉活動の促進に関する課題

今後の課題としては、多様化・複雑化する地域課題が多くなるなかで、その解決のために、介護保険サービス等のフォーマルなサービスとは別に、住民自身が、住民主体によって住民の生活ニーズに直接的に応えるようなインフォーマルサービスを開発していけるようなサポート体制について検討していくことが必要です。そのためには、地域福祉の主体とも期待される地区社会福祉協議会については、社会福祉協議会との連携により、その充実とさらなる組織化が求められています。

また、各地域において、地域福祉活動をコーディネートできる、「地域福祉コーディネーター」の養成についても検討する必要があります、地域福祉に携わる専門的な人材の育成に取り組むことが必要となっています。

### 重点課題3 総合的な地域ケア体制の確立に関する課題

今後の課題としては、在宅で誰もが安心して暮らせる地域ケア体制について検討していくことが必要です。特に、高齢社会が本格化し、老後に関する関心事項が高くなっていることから、地域における高齢者ケアシステムの構築は急がれる課題であり、そのため、在宅生活を支える福祉サービスに関する情報提供体制の充実や、権利擁護体制の充実、総合的な相談体制等の確立が必要です。

さらに、身近な地域での支えあい活動を充実させ、地域福祉活動を基本としながらも、必要に応じて公的なサービスを利用し、地域住民、行政、関係機関等のネットワークのもと、身近な地域でいつまでも暮らすことのできる地域ケアシステムを確立することが必要となっています。

### 重点課題4 住民参加型の福祉のまちづくりの推進に関する課題

これからのまちづくりは、行政主導型から、市民参加による協働のまちづくりが求められています。市民一人ひとりのきめ細かな生活課題に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスを推進していくためには、行政と市民がそれぞれの役割を認識し協働関係を築いて、支援体制を確立していくことが必要です。

そのためには、住民参加型の在宅福祉サービス提供組織の育成や、新しい発想による地域に密着した生活支援サービスの創出など、地域福祉の推進が住民によって、身近なところで展開されるよう、行政と住民のパートナーシップを一層強めていくことが必要となっています。

## 第3章 計画の理念と目標

### 1 基本理念

地域住民が共に認めあい、話しあい、支えあいながら、  
安心して暮らすことができる“みんなのまち いしかり”

一人ひとりが人としての尊厳をもって、家庭や地域のなかで障害の有無や年齢にかかわらず、健やかに安心して暮らせるように地域福祉を総合的・計画的に推進していかなければなりません。地域福祉を推進するために、本計画では「地域住民が共に認め合い、話しあい、支えあいながら、安心して暮らすことができるみんなのまち いしかり」を基本理念とし、以下の視点を持って計画策定に取り組みます。

#### (1) 基本的人権の尊重

地域福祉を推進していく上で、最も大切なのは「一人ひとりの人権を最大限に尊重する」という視点です。地域で暮らしている人は誰でも社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重し合わねばなりません。

#### (2) 共に生きるまちづくり

誰もが、その人らしく安心・安全に充実した生活を送るためには、一人ひとりが地域住民とのつながりを持ち、思いやりをもって共に支え合い、助け合うという共に生きる地域づくりが必要であります。

#### (3) 住民参加・住民自治

地域住民が、地域の生活上の課題を一番よく知るものとして、解決していくための方法・施策の意思決定に参加するとともに、また、解決のための活動に参加するなど、地域住民が主体的に地域福祉の担い手として参画することが必要であります。

#### (4) 男女共同参画

女性も男性も、性別にとらわれることなく、一人ひとりが個性を発揮しながらも責任をもって生きていくことのできる社会を築いていくことが求められています。地域福祉を推進するにあたって、この理念を大切に、男女共同参画の視点に立った、地域社会の形成が必要になります。

#### (5) 地域福祉活動の創造

地域住民による地域に根ざした活動の積み重ねが、それぞれの地域の福祉力を育むものと考えられます。まずは、それぞれの地域において住民主体の福祉活動が盛んになり、その積み重ねの中で、それぞれの地域性を生かした活動に発展することで、新たな地域福祉活動が創造されるものであります。

## 2 基本目標

### 基本目標 1 地域における支えあい活動の創出と人材育成

地域福祉を推進するためには、地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受け止め、その課題解決を図り、助け合い、支え合って生活していくことが大切です。地域住民、地域の各種団体、行政は協働して、個人の尊厳を尊重しながら地域住民が支え合うしくみづくりを進めていきます。

また、地域福祉を推進するためには、地域住民やボランティアなどの参加による活動と公的なサービスが効果的に連携していくことが不可欠です。行政は、地域や住民の視点で施策を点検し、地域福祉の共通基盤づくりに取り組みます。

### 基本目標 総合的な保健福祉サービスの推進

市民が、いつでも、どこでも必要な援助を受けることができるためには、保健福祉サービスに関する相談体制の整備が必要であるとともに、質の向上に向けた取組を行うことが求められています。

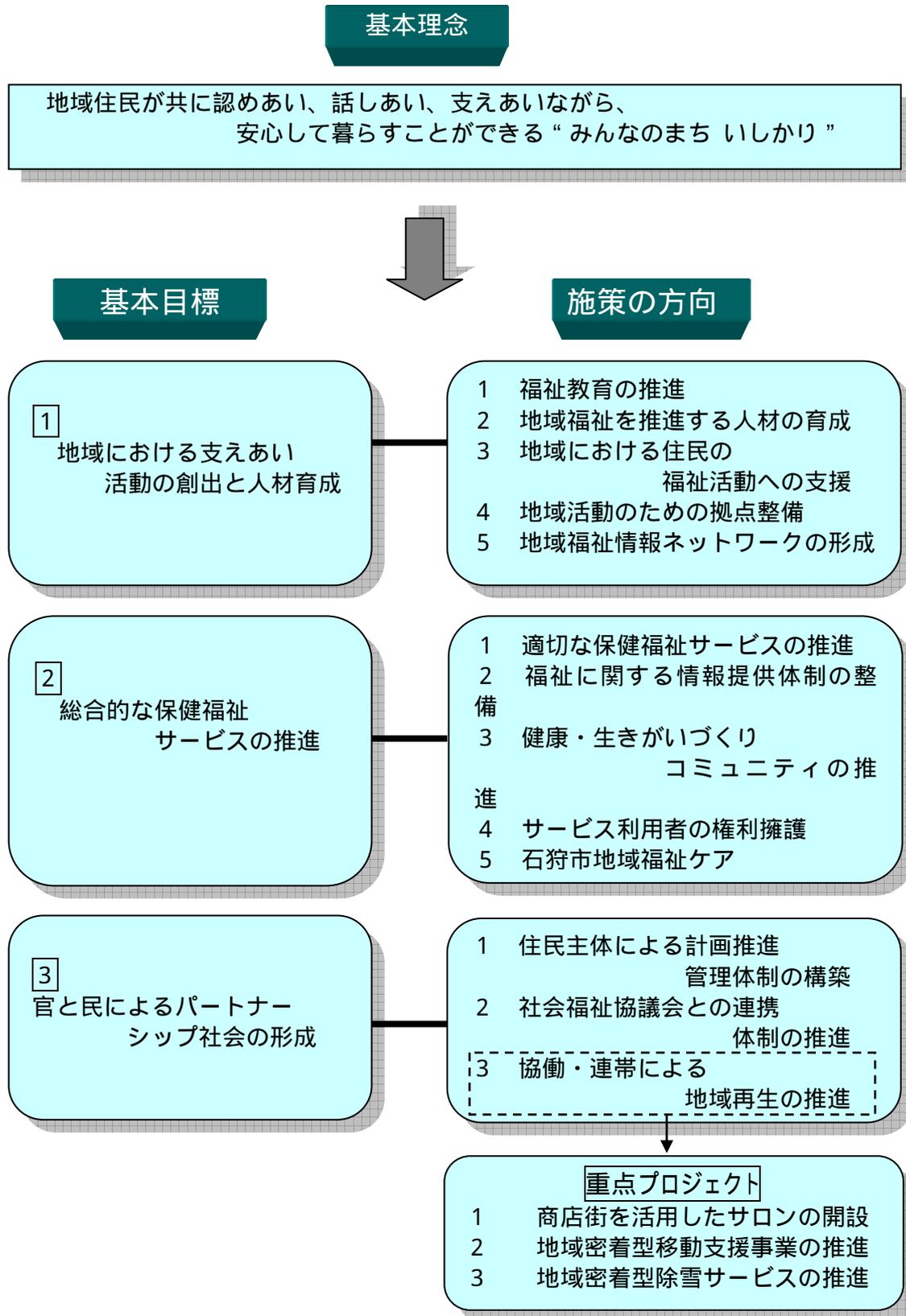
さらに、利用者主体の福祉サービスの提供体制を構築するためには、福祉サービスの利用者に選択権があり決定権があるということだけでなく、利用者の声を聞く、声を出してもらおうということも大切であり、福祉サービスの利用に伴う苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の向上や改善につなげていくことが求められています。このような状況を踏まえ、福祉、医療、保健が連携し、総合的な保健福祉サービスを提供できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

### 基本目標 官と民によるパートナーシップ社会の形成

地方分権時代を迎え、これからは、行政と住民が共に自治を担う主体として自立し、地域福祉システムの確立と運営に協働して進めていくことが求められています。従来のような措置型のサービスを提供する時代における公私関係のあり方とは違い、今日の民間事業者の参入や、民間非営利組織（NPO）も参加する多元的な提供主体による福祉サービスの時代においては、「公私協働」、「官民協力」が非常に重要になります。行政は、従来の直接サービスを提供する部門をもちながらも、地域福祉の理念に基づき、民間事業者の健全な発達の促進を図るとともに、ボランティア活動や地域活動などとのパートナーシップの形成や、民間事業者、NPOなどのネットワーク形成の支援なども新しい責務として求められています。

新しい時代に相応しい地域福祉は、フォーマルなサービスを堅持しながらも、民間事業者、NPO、地域住民組織など多元的なサービス提供主体の多重的な関係の中で構築していくことが重要です。今後は、新しい公私パートナーシップを築く先駆的・開拓的な取組を推進していきます。

### 3 計画の体系



## 第4章 地域福祉施策の展開

### 1 地域における支えあい活動の創出と人材育成

#### 課題

今日では、「向こう三軒両隣」の意識も薄れつつあります。アンケート調査では、地域で支えあっていく上で必要なこととして、「隣近所の普段からの付き合い」があげられており、また、地域における助け合い活動を活発にするための重要なこととして、「学校教育等での福祉教育の充実」「福祉に関する情報を得やすくする」などを重視しています。

このように、地域住民の主体的な福祉活動への参加を促進するには、まず、地域住民相互の交流が大切であるとともに、福祉に対する理解を深めに、福祉教育を推進することが必要です。

また、「福祉は人づくり」からとられています。高齢者、障がい者、児童分野などの多種多様な福祉活動を支えるボランティアなどの人材の確保と育成が重要であるとともに、地域住民が自主的に参加しやすく、いつでも話し合いや情報交換ができる活動の拠点が地域にあることが必要です。

そして、地域福祉を推進する人や団体等が効率的に活動できるような情報の活用も必要となっています。

#### 1 - 1 福祉教育の推進

地域福祉を推進するには、子どもから大人まで、市民一人ひとりの心の中に、やさしさを育て、みんながお互いに相手に対する思いやりの気持ちを持つことが大切です。

こうした気持ちは子どものころからの様々な社会体験やボランティア活動などを通じて培われることから、そうした体験の機会を多く設けることが必要です。

このようなことから、乳幼児期の家庭から、学校教育、高齢期にいたるまで、福祉教育の充実を図るとともに、子どもから高齢者、障がい者など、性別、年齢を超えた交流教育を推進します。

#### 推進の方向

##### (1) 学校などにおける出前福祉講座の推進

児童や生徒などが、地域の一員として福祉に関心を持ち、理解を深める動機づけとなるよう、福祉読本を活用して学校などにおける福祉講座（勉強会等）を開催します。

## (2) 世代間交流の推進

保育所や学校をはじめ、今後はさらに児童館、福祉施設など、各種公共施設等の有効な活用を図り、幼児、児童、生徒、保護者、高齢者等が共に参加できる世代間交流事業を推進します。

## (3) 「総合的な学習の時間」等の充実

児童、生徒等が、障がい者や高齢者と地域での交流やボランティア活動などの体験などを通じて、やさしく豊かな人間性を育むことが期待できることから、「総合的な学習の時間」等で福祉体験活動を推進します。

## (4) 「福祉のまちづくり」への啓発活動の推進

ノーマライゼーション理念の浸透とバリアフリー社会の実現に向けて、石狩市福祉のまちづくり条例（平成16年3月条例第8号）の趣旨や内容について、市民への一層の広報・啓発活動を推進します。

## 1 - 2 地域福祉を推進する人材の育成

地域における福祉活動の充実のため、市社会福祉協議会と協力して、民生委員児童委員の育成や活動支援を行うとともに、市民の福祉活動参加のきっかけとなる研修会や講座の充実を図ります。また、潜在的な福祉活動参加希望者や経験者の人材の発掘・育成を行い、市民のボランティア活動やコミュニティ活動の活性化を促進します。

さらに、ボランティア活動等への参加者を拡大するための仕組みづくりを進めるとともに、活動の継続性の確保や活動内容の充実を図るため、ボランティア・NPO 法人等の育成、活動支援及びネットワークの構築を進めていきます。

### 推進の方向

#### (1) ボランティアコーディネーター体制の充実への支援

市社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンターにおいて、ボランティアに関する相談やニーズの調整を行う体制を強化するため、ボランティアコーディネーターの養成・配置を支援します。

#### (2) 「地域福祉コーディネーター」体制整備への支援

市社会福祉協議会において、地域に存在するさまざまな生活課題を解決していくために、地域住民や団体と連携を図りながら、地域課題に沿った地域福祉活動を企画する「地域福祉コーディネーター」の体制整備に対し支援します。

#### (3) ボランティアの養成・確保への支援

地域の福祉活動の内容を充実するとともに、活動を継続していくためには、福祉の人材が十分な状況にないため、住民のボランティア活動への参加意欲に対応するとともに、ボランティアの育成を促進します。

目標値	ボランティア登録団体数	27 団体(平成 15 年度)	32 団体(平成 21 年度)
	ボランティア登録者数	570 人(平成 15 年度)	650 人(平成 21 年度)

#### (4) ボランティア活動の場の確保

地域福祉活動を推進するために、実際の福祉活動に携わっているボランティア・NPO などに対して、活動の場を確保するなど、継続的な活動に対する支援を行います。

#### (5) ボランティアセンターの充実・支援

ボランティアの養成・確保や活動の活性化のため、社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンターの機能充実の支援を行い、不足しがちな地域福祉活動の担い手や総合的な福祉関連活動の情報提供の機能を確立するなどの事業を推進します。

#### (6) ボランティア活動の広報・啓発の推進

ボランティア意識の啓発と活動内容の紹介を目的として、個人や団体のさまざまなボランティア活動の広報活動を一層推進するとともに、ボランティア活動の楽しさや、やりがい、ボランティア未経験者に対して発信し、新たなボランティアの発掘も含めた啓発活動を推進します。

#### (7) シルバーボランティア等の育成・支援

福祉サービスの受け手である高齢者等が、経験や知識を地域の福祉活動に活かすことで、生きがいをもって生活を送ることができるとともに、福祉人材の確保や地域社会における福祉の機運の高まりが期待されることから、高齢者などのボランティアの育成などを支援します。

### 1 - 3 地域における住民の福祉活動の創出

地域の福祉活動に精力的に関わっている民間団体や自主活動グループとの連携を図るとともに、町内会・自治会や民生委員児童委員との連携を強化し、民と公とが一体となった多様な主体による支え合い活動の実現に向け取組みを推進します。

#### 推進の方向

##### (1) 地域福祉活動実践塾（ワークショップ）事業の推進

地域福祉活動実践塾（ワークショップ）は、地域住民、町内会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員児童委員などの地域福祉を担う方々を対象に、地域の生活課題を拾い出し、それらの課題の解決を住民自ら導き出し実践力を養うための場です。また、すべての住民が、気軽に集まり、話し合いの中でお互いの絆を深め、地域の生活課題に対し、地域で対応できることは何かを考え、お互いに助け合うことのできる地域の仕組みづくりを考える場ともなります。

今後は、社会福祉協議会と連携を図りながら、より実践的な内容での福祉課題の解決に向けた事業提案型、事業実施型の実践塾を推進します。

##### (2) 地域における市民の自主的な福祉活動への支援

地域福祉を推進する町内会、老人クラブ・子ども会・PTAなどの自主的な福祉活動を促進することが求められていることから、活動への助言や場の提供、福祉に関する専門的な人材や情報の提供、福祉に関する器材の貸出しなどの支援を行います。

さらに、地域福祉を担う団体同士の連携が、地域福祉推進の基本となることから、団体間の情報交換の促進など、団体相互の連携強化を図ります。

##### (3) 小・中学校と地域との連携強化

地域社会の資源の一つである学校を核とし、さまざまな人が継続的に子どもに関わるシステムをつくり、地域で展開されている活動の活性化やネットワーク化を進めることにより、地域社会の中で子どもを育てる地域教育コミュニティの形成に向けて連携強化を図ります。

## 1 - 4 地域福祉活動の拠点整備の促進

本市には、コミュニティセンターや会館といった地域の活動拠点となる施設が既に整備されています。今後は、各地域の会館、保育所、児童館、学校等の公共施設をはじめ、空き店舗、各種社会福祉施設など、市内の様々な社会資源の有効利用を図り、身近な地域における健康福祉関連の情報交換や交流の場として自由に利用できるような環境を整備していきます。

### 推進の方向

#### (1) 学校、児童館等開放の推進

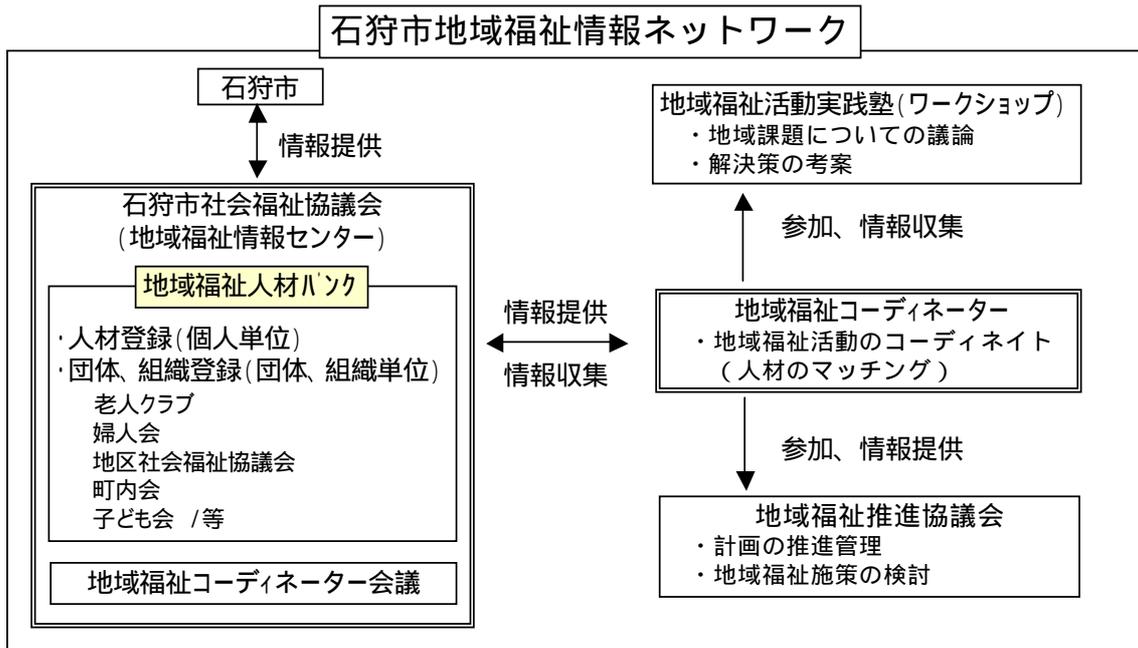
地区社会福祉協議会をはじめ、子ども会や自治会等地域団体が、地域ぐるみで子どもの健全育成への支援活動ができるよう、地域に身近な児童館等の日祝日等の開放を推進します。

#### (2) 各種公共施設利用者相互の交流活動の推進

保健福祉サービスの拠点である総合保健福祉センター（りんくる）や、各コミュニティセンター等の利用者の相互交流を推進していくとともに、利用している団体、個人間の交流が促進されるような取組みを進めていきます。

## 1 - 5 地域福祉情報ネットワークの構築

地域福祉を推進する人材の育成を行うとともに、育成された人材が機能的に活動できるよう、そのシステム整備を進めます。地域福祉人材バンクでは、地域福祉活動への参加者や、NPO設立を考えている人等、住民主体の福祉活動から福祉事業へと発展していけるよう、人と人とのマッチング、人と地域とのマッチングを行うことのできるシステム整備の促進を図ります。



### 推進の方向

#### 石狩市地域福祉情報ネットワークづくりへの支援

地域福祉活動を推進していくためには、地域の中に存在する生活課題に関する情報、新たな福祉ニーズに関する情報、地域福祉活動を行っている人、組織、団体等に関するあらゆる情報が必要になります。また、これらの情報は、地域ごとに共通するものから異なるものまでさまざまであるため、情報を共有し、効率のよい情報の活用が必要になります。

今後は、社会福祉協議会に情報端末を整備し、地域福祉に関するあらゆる情報を収集、管理していく、「地域福祉情報センター」の整備に支援します。

また、地域福祉コーディネーターを通じて、地域ごとの福祉課題、人材等の情報の共有を図り、さらに、「地域福祉コーディネーター会議」を通じて、情報の整理、還元を行っていきます。

## 2 総合的な保健福祉サービスの推進

### 課題

福祉制度は、「行政による措置」から「事業者との対等な契約」へと変わってきており、利用者自ら福祉サービスを選択することから、その内容や質などを見極める力が必要となっています。また、福祉サービスを提供する事業者についても、自ら施設や事業内容の情報を開示するとともに、サービスの質の向上が求められています。

そのため、市民が求める福祉サービスについて、いつでも相談でき、迅速に対応できる総合的な相談体制が必要です。そして、相談の段階からきめ細かく対応できる総合的な相談体制の充実とともに、広く市民に必要な情報を分かりやすく提供しながら各種制度が総合的に支援できる仕組みづくりが必要です。

一方、地域で高齢者、障がい者、子育て家庭などの相談・見守りなどの支援活動等と公的なサービスと組み合わせた地域のネットワーク体制（地域ケアシステム）の整備が必要となっています。

### 2 - 1 適切な保健福祉サービスの推進

市民が自立した生活を送ることができるよう、保健福祉サービスの量と質を確保するとともに、専門的で高度な保健福祉に関する知識・技術を有する人材を養成・確保するなど、各専門相談機能の充実を図ります。また、保健福祉の専門機関や福祉施設等による専門的サービスが、総合的・効果的・効率的に展開されるようなサービス提供体制の確立に努めるとともに、その支援策についても検討していきます。

### 推進の方向

#### (1) 福祉サービス施策の推進

地域住民が在宅で安心して生活できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援の各施策により、在宅福祉サービスを推進していきます。

高齢者福祉施策においては、在宅生活を支援するための質の高い介護サービスの提供に努め、高齢社会における安心の基盤づくりを進めます。また、今後は介護予防事業等に力を入れ、要介護度の進行防止を促進させ、介護保険の円滑な運営ができるよう、施策を展開していきます。

障がい者福祉施策においては、在宅福祉サービスを充実するとともに、地域の中で安心して暮らすことのできる環境整備、相談支援体制等に力を入れ、施策を展開していきます。

子育て支援においては、保育サービスを充実させ、子育てのしやすい環境整備に力を入れていくとともに、在宅においても安心して子育てのできる施策を推進していきます。

また、各施策間の連携と総合的なサービスの提供等を実践し、心身の健やかさを支え、同時に生活の質を高めるための福祉のまちづくりを推進します。

## ( 2 ) 総合的な相談体制の充実

生活や福祉に関する相談窓口は、その分野、内容によって対応できる窓口が異なり、多種多様に相談体制は整備されているものの、総合的な相談窓口は殆どありません。よって、複雑な相談内容の場合、それぞれの窓口に出向く必要があるため、身近な地域で気軽に相談できる総合的な相談体制が求められています。

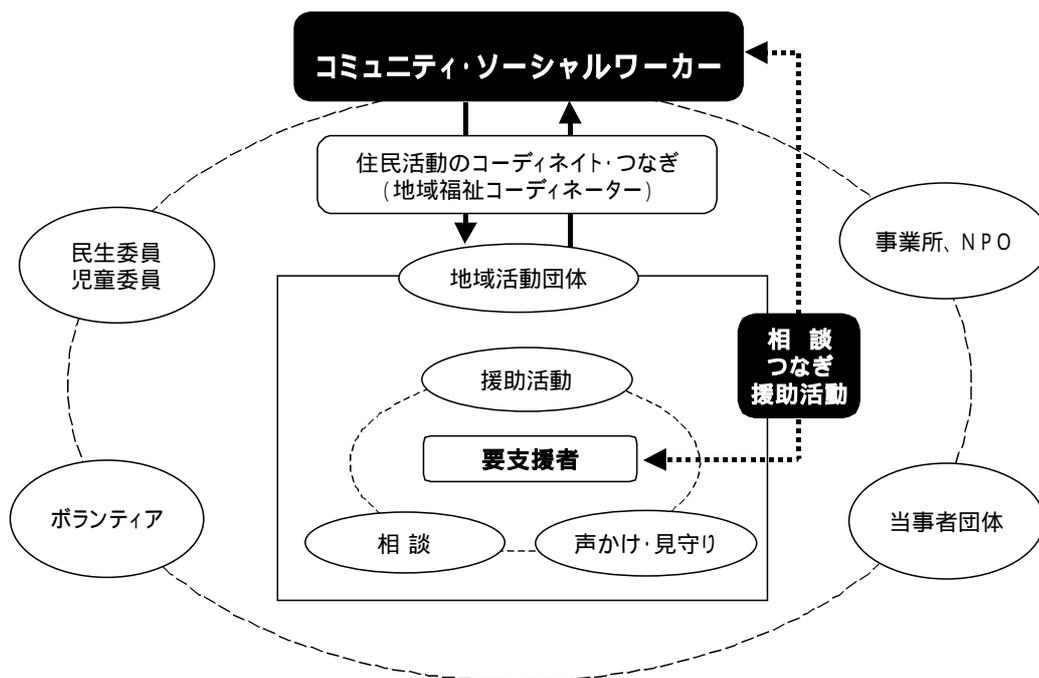
今後は、「りんくる総合相談センター」の充実を図り、相談支援体制の強化を図るとともに、関係機関のネットワークを強化し、さまざまな分野の相談に対応できるよう相談体制の充実を図ります。

## ( 3 ) ソーシャルワーク体制の整備検討

福祉的な課題が複雑化する中で、生活圏域の身近な相談窓口において、子ども、高齢者、障がい者、母子家庭等々、幅広い対象者に対応できる総合的な相談体制が求められています。

そのためには、①地域において支援を必要とする人々を発見・把握し、相談に応じること、②それらの人を適切なサービス（フォーマルサービス、インフォーマルサービス）にきちんとつなぐ役割を果たす、コミュニティ・ソーシャルワーカーが必要になります。

そのため、福祉・保健・医療・他生活関連分野のサービス等との連携を図り、地域での支援体制づくりができるよう、コミュニティ・ソーシャルワーク体制の整備について検討します。



## 2 - 2 福祉に関する情報提供体制の整備

市民が必要な時に、いつでも必要な保健福祉サービスに関する情報を入手できるよう、様々な媒体を活用した情報提供体制を構築します。さらに、保健・医療・福祉にわたる総合的な観点から、利用しやすい情報提供体制に努めるとともに、これら情報については、他の関連事業にも有効活用できるようシステム化を検討していきます。

### 推進の方向

#### (1) わかりやすい情報提供の推進

利用者が福祉サービスなどの情報を入手しやすく、有効に活用できるよう、高齢者、障がい者、子育てに関するガイドブックの内容の充実や適切な配布に努めるとともに、ホームページを積極的に活用するなどわかりやすい情報の提供を推進します。

#### (2) 保健福祉情報ネットワークの構築

保健福祉サービスの迅速な提供を図るため、福祉施設間のネットワーク化を進めます。今後は、市庁舎と高齢者福祉施設、障がい者施設、子育て支援施設等を結ぶ「保健福祉情報ネットワークシステム」の構築を進めます。さらに、「地域福祉情報ネットワーク」とも連携し、総合的な保健福祉情報ネットワークを検討していきます。

#### (3) 事業者の情報公開の促進（第三者評価制度の普及促進）

介護保険制度は、利用者が自らサービスを選択することが、その基本理念であり、サービスの供給主体である事業者数も増加する一方で、これまで、利用者にとって事業所を選択するための情報は必ずしも十分ではなかったといえます。このため、客観的な情報提供としての第三者評価が求められています。

第三者評価は利用者の選択に資することを目的に客観的な第三者評価情報を提供することを目指しています。第三者評価の基本的な考え方は、利用者が事業者を選択するにあたっての判断に資する情報開示の標準化であり、事業者の格付け、画一化をねらいとするものではありません。また、第三者評価のプロセスを通じて、介護サービス事業者の質の向上への取り組みの促進も目的としています。

今後は、道の取り組みとも連携を図り、介護保険事業に限らず、障害者在宅支援サービス提供事業者、子育て支援事業者等の情報開示を積極的に進めていきます。

#### (4) 情報のバリアフリー化の推進

情報のバリアフリー化とは高齢者や障がい者が情報を発信したり受け取ったりする時に生じる障壁（バリア）をなくすという意味になります。すべての人が情報化社会に対する参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な障害を除去し、市民全体が情報化の恩恵を広く受けることのできるよう、情報のバリアフリー化を促進します。

#### (5) 地域における出前福祉講座の推進

住民への福祉情報は、IT化に対応した情報の提供や広報など様々な方法を通じて行うことが必要ですが、さらに、行政が直接地域に出向いて福祉に関する多彩な情報を提供し、誰もが必要な福祉情報を知り、福祉サービスを利用しやすくする働きかけが重要であることから、地域での出前福祉講座を推進します。

## 2 - 3 健康・生きがいづくりコミュニティの推進

誰もが健康で生きがいを持って生活を送ることができるよう、健康増進を図るため、介護予防等を積極的に推進するとともに、地域における生きがいづくりや社会参加を支援することにより、年齢にとらわれずに健康で地域活動に積極的に参加し、地域社会を支える役割を担う環境づくりを推進していきます。

また、高齢者も障がい者も、地域で安心して暮らし、自由に外に出て、それぞれの能力を生かしながらさまざまな活動に参加できるような環境づくりが求められています。そのため、多くの人が利用する公共的な施設が、すべての市民にとって安全で快適なものであることが必要です。

### 推進の方向

#### (1) スポーツ・芸術・文化活動の推進

地域住民が地域において自立した生活を送るためには、住民の社会参加活動において、住民の自立意識や主体的な取組みを高めるとともに、スポーツ・文化活動など、住民の生きがい・交流事業を推進します。

#### (2) 地域単位における健康づくり推進者の育成

地域単位での健康づくりでは、家族や友人、隣近所などが互いに支え合うことが大切になります。また、自治会、子ども会、老人クラブ、婦人会、自主グループなどの組織が連携して、健康にかかわる社会環境の改善や自然環境を守り育てる地域活動に取組み、より健康なまちづくりを進めることが期待されます。

今後は、地域において健康を推進するボランティア等を育成し、地域単位の健康福祉活動を充実させていきます。また、地域と保健師をはじめとした保健・医療・福祉人材との関わりをさらに充実させ、保健事業の拡大・充実に向け取組みを推進していきます。

#### (3) 地域単位での介護予防事業の推進

在宅の高齢者や障がい者の外出の場、住民同士の交流の場、閉じこもり予防、痴呆予防を含めた介護予防を推進するため、地域のボランティア等と連携を図りながら、サロンのような地域的な活動を推進していきます。

#### ( 4 ) 就労支援の推進

高齢者や障がい者は、能力や体力にあった仕事に就くことを希望しており、ハローワークなどの関係機関との連携や職業情報の提供・相談体制の充実を図るとともに、子どもを持つ女性や就労を望む女性などの就労を支援するための相談体制の充実を図るなど、総合的な就労支援対策の推進を図ります。

#### ( 5 ) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

高齢者や障がい者などが、さまざまな社会活動に参加することができる環境の整備を推進するため、「石狩市福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的建築物のバリアフリー化をはじめ、歩道の急勾配、段差などの解消を進めます。

また、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らすための生活基盤として、高齢者や障がい者の生活特性に配慮した仕様の住宅など、誰もが安心して住み続けることのできる住環境の整備を促進します。

## 2 - 4 サービス利用者の権利擁護

判断力が不十分な人々が地域で安心して生活を送れるよう、日常生活における福祉サービスの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理等を行う地域権利擁護事業が実施されています。

制度の普及啓発に努め、制度の浸透を図り、在宅介護支援センターや民生委員・児童委員と連携して、対象者の把握、利用の促進方法等について検討していきます。

### 推進の方向

#### (1) 成年後見制度の活用

成年後見制度とは、財産管理・遺産相続をめぐるトラブル等から判断能力が十分にできない成年者（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等）の人権を守り、財産管理を適切に行えるよう、裁判所が必要と認めた時に、本人や親権者の意向を尊重して財産管理の後見人を定めて置くという制度です。

今後もこの制度の有効な活用に向けて、一層の普及啓発に努めます。

#### (2) 地域福祉権利擁護事業の利用促進

地域福祉権利擁護事業は、高齢者や障がい者の人々が地域で安心して暮らせるように、社会福祉協議会が福祉サービスの利用の手続きや日常生活に必要な金銭管理を行っています。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、より一層の権利擁護事業の利用促進に努めます。

## 2 - 5 石狩市地域福祉ケアシステムの構築

こどもから高齢者まで、市民一人ひとりが安心して生活を送ることができるよう、地域住民を中心としたネットワーク（組織体）により、日常生活上何らかの支援を要する高齢者や障害のある人、子育て家庭などへの相談・見守り体制づくり等のインフォーマルなサービスを支援し、公的なサービスと組み合わせて、地域福祉ケアシステムを構築していきます。

### 推進の方向

#### (1) 地域安心ネットワークの構築

要介護高齢者、障がい者、子ども、子育て家庭などが、安心して生活を送ることができるよう、日常の安否確認や急病・災害時などに迅速かつ的確に対応できる体制の整備を図るため、地域での見守り体制と公的福祉サービスを組み合わせた総合的な「地域安心ネットワーク」の構築を推進します。

#### (2) 地域福祉を担う団体相互の連携強化

地域福祉を担う団体同士の連携が、地域福祉推進のベースとなることから、団体間の情報交換の促進、福祉活動に関わる団体やボランティアリストの作成など団体相互の連携強化を図ります。

#### (3) 「地域環境点検活動」や「愛のひと声運動」の推進

安全で健康的な地域環境を整えるため、家庭、学校、地域が一体となり、地域における環境点検活動や愛のひと声運動を実施し、子どもたちの非行防止と健全育成を推進します。

#### (4) 児童虐待防止のための広報活動及び連携の強化

児童などへの虐待を未然に防止するため、民生委員児童委員・主任児童委員をはじめ、こども相談室、児童相談所、学校などの関係機関との連携を図り、地域に根ざしたネットワークの強化を図ります。また、育児不安を抱える保護者からの悩みに対し、必要な助言や指導を行うなどの周知に努めます。

#### (5) 民生委員児童委員、主任児童委員の活動の充実

民生委員児童委員は、地域住民の身近な良き相談者であり、また地域福祉の担い手としても期待されています。総合的なネットワークの構築などにおいて、民生委員児童委員・主任児童委員の果たす役割は重要なため、一層の活動への支援を図ります。

## ( 6 ) 障がい者相談員の体制整備と地域担当制導入の検討

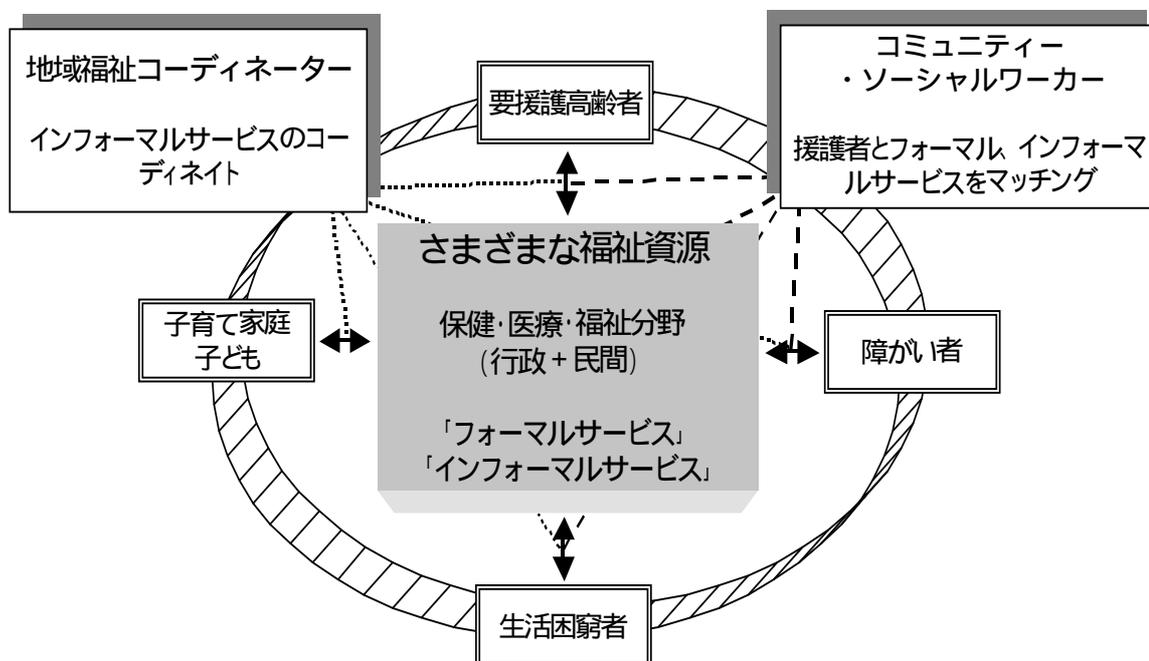
障がい者の福祉課題は多様であり、きめ細やかな対応を図るには、全市で活動している障がい者相談員を地域担当制にするなど、より地域に密着したかたちでの体制づくりについて検討していきます。

## ( 7 ) 地域防災・防犯体制への支援

防災・防犯に関しては、これまでも地域住民を主体としたさまざまな取り組みが行われています。今後も、地域住民が主体となった事業が継続できるよう、取り組みをサポートしていきます。

また、子どもへの犯罪が増加し、社会不安が増加する中で、子育て支援という福祉的な視点からも、それぞれの活動組織のネットワーク化を促進し、地域における防犯・防災ネットワークの体制の確立を目指していきます。

石狩市地域福祉ケアシステムのイメージ



### 3

## 官と民によるパートナーシップ社会の形成

### 課題

近年、ボランティアやNPO法人など様々な市民団体が活発に社会活動に貢献しています。市民ニーズが多様化している中で、様々な福祉サービスの提供について、これまでのような行政がすべてを担うのではなく、行政、事業者、地域住民が、それぞれの立場でそれぞれの役割を分担して地域社会を支えていくことが強く求められています。

つまり、これからの「福祉」は、行政による支援や個人の自助努力だけでなく、地域住民相互の「支え合い、助け合い」が重要であり、まさに「公・共・私の社会的努力」が「地域福祉の推進」の基礎となります。

今日、従来の措置制度とは違い、福祉サービスがそのものも民間事業者の参入等による市場原理に基づくサービス産業の時代においては、行政は、地域福祉の理念に基づき、民間事業者等の健全な発達の促進を図るとともに、ボランティア活動などへの支援やネットワーク化など、新たな責務として求められています。

これからの新しい時代に相応しい地域福祉を推進していくには、まず本計画のスタートにあたって、市民のみなさんと一緒に考え、話し合いながら計画の推進管理を進めていくとともに、地域福祉推進の中心的な役割を果たす社会福祉協議会へのより一層の充実に向けた支援が必要です。

さらに、地域の生活課題に密着したきめ細かなサービスを推進していくためには、公（官）と民による連携・協働（パートナーシップ）を一層強化し、地域住民の主体的な取組みによる新しい福祉サービスの創出やサポート体制の整備を図ることが必要です。

### 3 - 1 住民主体による計画推進管理体制の整備

本計画は、「計画の策定がゴールではなく、地域住民やサービス事業者などと一緒にスタートする」という観点から、計画策定後においても、住民等が主体となった計画推進管理体制を整備していきます。

### 推進の方向

#### 「(仮称)石狩市地域福祉推進会議」の設置

地域福祉推進会議では、地域福祉計画全般において、施策の充実と計画的な推進を図り、その進行管理や施策の評価、並びに、地域福祉活動のための体制整備を図ります。さらに、相談、助言、並びに計画推進のための施策の検討等を行うため、地域住民や各種団体、関係機関、学識経験者の参画によって組織を構成し、地域福祉活動を推進します。

### 3 - 2 社会福祉協議会との連携体制の推進

地域の福祉活動に精力的に関わっている民間団体や自主活動グループとの連携を図るとともに、既に市内全域にわたり組織されている地区社会福祉協議会、及び市社会福祉協議会における地域福祉活動に対する支援を行い、小地域における自主的・自発的な健康福祉活動推進のための環境整備を推進します。

## 推進の方向

### (1) 「地域福祉実践計画」の策定支援

「地域福祉実践計画」は、地域福祉計画の行動計画として連動する大切な計画になります。市社会福祉協議会の地域福祉を推進する機能の充実をさらに図り、地域住民やボランティア、NPO、社会福祉法人などの民間団体等と公的機関が連携・協力し、それぞれの役割を担う行動計画になっています。

この実践計画の策定にあたっては、市が策定する「地域福祉計画」との整合性を図るとともに、今後も連携・協力体制を強化し支援していきます。

### (2) 社会福祉協議会との連携強化・支援

市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、住民が主体的に組織化した社会福祉法人として、これまで地区社協の組織化や活動の充実、福祉サービスの提供、さらにボランティア活動の振興など地域福祉の推進に取り組んできました。

社協は、社会福祉法で「地域福祉を推進する中心的団体」として位置づけられ、制度的にも役割が明確になり、本市の地域福祉を推進するうえで重要な役割を担うことが期待されています。

今後は、これまで以上に幅広い地域住民の参加を進め、地域に根ざした事業を促進するため、市と社協の連携を一層強化するとともに、地区社協の更なる組織化や地区支援事業、各種地域福祉推進事業の充実に向けて引き続き支援していきます。

目標値 = 地区社会福祉協議会の設置数 16 地区(平成 15 年度) 20 地区(平成 21 年度)

### 3 - 3 協働・連帯による地域再生の推進【重点プロジェクト】

すべての市民が、健康で、安心して地域生活を送ることができるよう、市民相互の一体感や絆を醸成するとともに、市民の支え合うこころの醸成を図り、市民自らの手でつくりあげる福祉活動の創造を図ります。

また、市民の自発的な発想から展開される市民参加型のサービス（インフォーマル・サービス）の創造や活動に対して支援するとともに、そのような活動を起点としたNPOの育成や、NPOを含めた民間との連携を強化し、パートナーシップを形成しながら地域再生の推進を図ります。

#### 推進の方向

##### (1) 商店街を活用したサロンの設置・運営支援

近年、本市においても、花川南商店街に空き店舗が目にとまるようになり、地域経済の活性化を図るうえからも、これらの空き店舗の活用が強く求められています。最近、この空き店舗を、高齢者、障がい者、子育てのお母さんなどが気軽に立ち寄れ、楽しく時間を過ごすことのできる空間として、全国的にも多くのまちで見られるようになりました。

本市においても、地域に密着している商店街を核に、高齢者、障がい者等みんなが気軽に集い、語り、交流できる「(仮称) みんなのサロン」の開設に向けた、町内会、商店街、企業等の自主的な企画・運営に対し支援していきます。

##### (2) 地域密着型移送支援サービスの促進

高齢者や障がい者などを対象に、医療機関などへの送迎や、外出を促進するため、「ボランティアタクシー」など、ボランティアや地域住民などの自主的な活動や、コミュニティ・ビジネスとして住民や事業者などが協力して移送する仕組みづくりに対して支援していきます。

##### (3) 地域密着型除雪サービスの促進

地域における除雪サービスは、高齢や障がいで自ら玄関周辺の除雪ができない住民を対象に、町内会や地域の助け合いグループが担い手となって住民の相互支援を主体に行うものです。

このような取り組みは、本市でも既に実施している町内会もありますが、今後は、さらに実施町内会を広げていくとともに、地域に密着した新しい発想での除雪サービスの実施に向けて、町内会や事業者等と連携・協力しながら検討していきます。

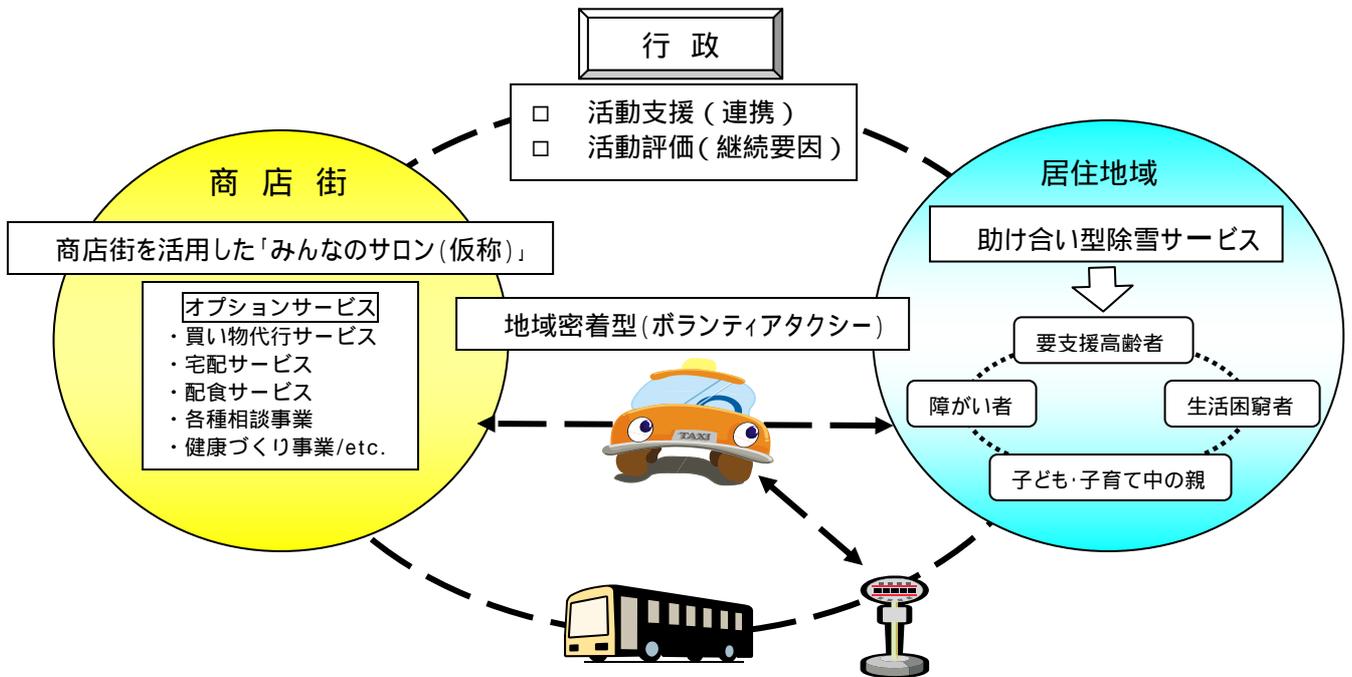
# 重点プロジェクト

～市・事業者・市民との協働・連帯～

## 地域再生に向けた生活支援サービス

- 1 商店街を活用した「みんなのサロン」(仮称)の開設
- 2 地域密着型「ボランティアタクシー」(仮称)の推進
- 3 地域密着型「助け合い除雪サービス」(仮称)の推進

重点プロジェクトイメージ図



## 第5章 計画の推進

### 1 連携・協力の確保

これまでの福祉サービスは、行政が主体となってきたところがありましたが、今後は、利用者主体による福祉サービスを尊重し、多様化する福祉ニーズに的確に対応し、きめ細かいサービスを提供していくことが求められています。このため、計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉関係団体をはじめ、事業者、NPO、ボランティア、地域住民、障がい者や高齢者自身が、それぞれの役割を分担しながら、自助、共助、公助があいまった協働体制を一層強め、地域社会における様々な制度、機関、団体等との連携・つながりを築いていきます。

### 2 計画の推進体制

地域福祉施策を総合的な見地で行うためには、市の各種保健福祉施策の推進のみならず、市内外の多様な関連施設・機関の協力が不可欠です。よって、保健所・保健センター、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、医療機関、教育機関等との連携を図るとともに、市の都市政策、住宅、雇用、教育・文化、生活環境等の担当部局と連絡・調整を密接に行い、計画を推進していきます。

また、住民主体による計画管理体制を築き、市民とのパートナーシップのもとで計画を推進していきます。

### 3 計画の弾力的な運用

今後は、事業の達成状況を把握し、進行管理を行っていきます。また、目標量を設定している事業については、定量的な評価を行っていきます。さらに、市を取り巻く環境変化などに適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて事業内容や事業手法の見直し、新たな事業の実施なども視野に入れた事業の評価・改善を行っていきます。

また、福祉ニーズの多様化・高度化、生活様式の多様化、人口の変動、財政事情の動向など社会経済環境の変化が見られるとともに、社会福祉法の改正をはじめ、国の高齢者に関する施策の枠組みが変わりつつあります。今後は社会経済情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するために、必要に応じて計画の弾力的な運用を行っていきます。